筑波大学
University of Tsukuba

2025年度

学生便覧

STUDENT'S GUIDE

筑波大学学生便覧

建学の理念

本学は、基礎及び応用諸科学について、国内外の教育･研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流連係を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

従来の大学は、ややもすれば狭い専門領域に閉じこもり、教育・研究の両面にわたって停滞し、固定化を招き、現実の社会からも遊離しがちであった。本学は、この点を反省し、あらゆる意味において、国内的にも国際的にも開かれた大学であることをその基本的性格とする。

そのために本学は、変動する現代社会に不断に対応しつつ、国際性豊かにして、かつ、多様性と柔軟性とを持った新しい教育・研究の機能及び運営の組織を開発する。更に、これらの諸活動を実施する責任ある管理体制を確立する。

目次

学年暦

沿革

本学の組織

Ⅰ.学生対応の窓口

1. 学生生活と事務組織
（1）学生関係事務組織…… 1
（2）スチューデントプラザ…… 1
①学生生活課／スチューデントサポートセンター
学生生活支援室
②ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）
③学生交流課／スチューデントサポートセンター
国際交流支援室
④総合相談窓口
⑤T-ACT推進室
（3）エリア支援室…… 1
（4）対応エリア支援室…… 2

2. 学生の身分異動
（1）休学…… 4
（2）復学…… 4
（3）留学…… 4
（4）移籍・転学…… 4
（5）退学…… 4
（6）除籍・懲戒…… 5

3. 学生の身上異動 …… 5
（氏名、性別、帰省先等の変更）

Ⅱ.学生生活

1. 大学基幹サイト内“キャンパスライフ”……6

2. 学生関係証明書の発行
（1）学生証…… 6
（2）学割証…… 7
（3）通学証明書…… 7
（4）在学証明書・成績証明書等…… 7
（5）その他諸証明の発行…… 7

3. 学生の集会・掲示等
（1）提出書類と受付窓口…… 8
（2）集会場所…… 8
（3）掲示物・配布物について…… 9
（4）立看板及び拡声器の利用申請…… 9

4. 学内交通
（1）自転車・バイクの登録制度……10
（2）キャンパス内駐車場の利用……10
（3）キャンパス交通システム……11

5. 授業料・経済支援
（1）授業料の納付……12
（2）経済支援……12
①授業料免除・奨学金等
②学生生活緊急資金

6. 各種保険
（1）学生教育研究災害傷害保険（学研災）…13
（2）学研災付帯賠償責任保険……13
（3）学研災付帯学生生活総合保険……14
（4）インバウンド付帯学総……14
（5）スポーツ安全保険……14

7. 海外留学支援
（1）海外留学情報の提供……15
（2）スチューデント・コモンズ……15
（3）筑波大生のための海外留学情報誌……15
（4）筑波大学海外留学支援事業……16
（5）海外安全危機管理……16

8. ハラスメント防止 ……16

Ⅲ.福利厚生

1. アルバイト
（1）学外のアルバイト紹介……17
（2）筑波大学学生人材バンク……17

2. 福利厚生施設について ……17

3. 学生宿舎・アパート
（1）入居の相談……18
（2）学生宿舎地区駐車場の利用について……18
（3）アパート等……18

Ⅳ.課外活動

1. 学生団体について ……19

2. 課外活動用具・学内施設の利用
（1）課外活動用具の利用……19
（2）体育施設の利用……20
（3）サークル館等……20

3. 学生団体の設立 ……20

4. 学生団体学外行事届 ……20

5. 筑波大学紫峰会基金 ……21

6. 研修施設
（1）開学記念館……22
（2）山中共同研修所……22

Ⅴ.保健管理センター

1. 健康診断 ……23

2. 応急診療・精神保健相談
（1）応急診療（内科、整形外科）……23
（2）精神保健相談（精神科）……23
（3）診断書・証明書の発行……23
（4）診療予定表……24
（5）診療料金……24

Ⅵ.学生相談室

1. 総合相談窓口（なんでも相談窓口） ……25

2. 学生相談（カウンセリング） ……25

3. ピア・サポート ……26

Ⅶ.キャリア・就職支援

1. ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）の支援内容 ……27

2. 進路希望届・進路進捗状況届 ……28

Ⅷ.障害のある学生･LGBTQ+学生への支援

1. 障害のある学生への支援 ……29

2. LGBTQ+学生への支援 ……29

Ⅸ.附属図書館

1. 開館時間 ……30

2. 図書館で利用できるサービス・施設
（1）レファレンスサービス……30
（2）資料取り寄せサービス……30
（3）図書館資料のコピー……30
（4）図書館ボランティアによる利用支援……30
（5）セミナー室・研究個室……31
（6）対面朗読室（中央図書館）……31
（7）全学計算機システムサテライト……31
（8）ラーニングコモンズ……31

3. 館外貸出 ……32

4. 筑波大学附属図書館Webサイト（Tulips）…32

Ⅹ.諸規則

筑波大学学生の活動に関する法人規程……33

※学際サイエンス・デザイン専門学群（マレーシア校）については、マレーシアの制度や状況を踏まえ、本学生便覧とは別途Student Handbookを作成・運用しています。

令和７年度学年暦

事　項	筑波キャンパス（学群／大学院）	東京キャンパス
春学期（4月1日～9月30日）		
学年開始	4月1日（火）	4月1日（火）
春季休業	4月1日（火）～4月4日（金）	4月1日（火）～4月4日（金）
入学式	4月5日（土）	4月5日（土）
新入生オリエンテーション	4月7日（月）～4月9日（水）	4月5日（土）
オリエンテーション予備日	4月10日（木）～4月11日（金）	
春学期授業開始	4月14日（月）	4月8日（火）
春季スポーツ・デー	5月17日（土）～5月18日（日）	
春 A モジュール期末試験	5月22日（木）	
春 AB モジュール期末試験	6月27日（金）～7月3日（木）	
春 ABC モジュール期末試験	8月1日（金）～8月7日（木）	7月23日（水）～7月25日（金）、 8月2日（土）、8月5日（火）
春学期授業終了	8月7日（木）	7月29日（火）
期末試験予備日	8月8日（金）	7月30日（水）～8月1日（金）
春 C モジュール期末試験	8月8日（金）	
夏季休業	8月9日（土）～9月30日（火）	8月6日（水）～9月30日（火）
卒業式 / 大学院学位記授与式	9月25日（木）	
秋学期（10月1日～3月31日）		
秋学期入学式	9月30日（火）	
開学記念日	10月1日（水）	10月1日（水）
秋学期授業開始	10月1日（水）	10月1日（水）
電気設備点検（全学停電）	10月下旬（予定）	
学園祭	11月1日（土）～11月3日（月）（予定）	
秋 A モジュール期末試験	11月10日（月）	
秋季スポーツ・デー	11月15日（土）～11月16日（日）	
秋 AB モジュール期末試験	12月22日（月）～12月26日（金）	
冬季休業	12月27日（土）～1月4日（日）	12月24日（水）～1月5日（月）
秋 ABC モジュール期末試験	2月4日（水）、2月6日（金）、 2月9日（月）～2月10日（火）、2月12日（木）	1月27日（火）～1月30日（金）、2月7日（土）
秋 C モジュール期末試験	2月13日（金）～2月16日（月）	
秋学期授業終了	2月12日（木）	1月31日（土）
期末試験予備日	2月13日（金）～2月16日（月）	2月3日（火）～2月6日（金）
春季休業	2月17日（火）～3月31日（火）	2月8日（日）～3月31日（火）
卒業式 / 大学院学位記授与式	3月25日（水）	3月28日（土）
学年終了	3月31日（火）	3月31日（火）

（備考）

1 10月1日（水）の開学記念日は、休講とせずに授業を実施する。
2 学園祭の実施に伴い、11月4日（火）は臨時休講とする。（筑波キャンパス）
3 授業日数確保のため、7月21日（月）の祝日には授業を実施する。（筑波キャンパス）
4 授業日数確保のため、下記のとおり曜日を振替えて授業を実施する。（筑波キャンパス）
　5月7日（水）は火曜日の授業を実施する。
　10月16日（木）は月曜日の授業を実施する。
　11月5日（水）は火曜日の授業、11月7日（金）は月曜日の授業、11月25日（火）は月曜日の授業を実施する。
　1月13日（火）は月曜日の授業、1月15日（木）は金曜日の授業を実施する。
5 推薦入試の実施に伴い、11月26日（水）～11月28日（金）は全日臨時休業とする。（筑波キャンパス）
6 大学入学共通テストの実施に伴い、1月16日（金）及び1月19日（月）は全日臨時休業とする。（筑波キャンパス）
7 医学類に係る卒業日は令和8年3月10日とし、卒業式は上記日程に従い実施する。
8 法科大学院に係る修了日は令和8年3月16日とし、学位記授与式は上記日程に従い実施する。
※学期（学期の区分）は、春学期と秋学期の2学期とし、5週単位の6つ（春 A，春 B，春 C，秋 A，秋 B，秋 C）のモジュールで構成する。

沿革

昭和37年9月	東京教育大学，5学部の統合移転候補地の調査を決定
昭和38年9月	研究学園都市を筑波地区に建設することを閣議了解
昭和42年9月	筑波地区への移転予定機関として，東京教育大学等36機関を閣議了解
昭和44年11月	文部省に筑波新大学創設準備調査会を設置
昭和45年5月	筑波研究学園都市建設法成立
昭和46年6月	東京教育大学，「筑波新大学に関する基本計画案」を決定
昭和46年7月	筑波新大学創設準備調査会，「筑波新大学のあり方について」文部大臣に報告
昭和46年10月	文部省に筑波新大学創設準備会を設置
昭和47年5月	筑波研究学園都市に新設移転する研究教育機関として，筑波新大学（仮称）等42機関を閣議決定 国立学校設置法規則の一部を改正する省令（昭和47年文部省令第19号）により東京教育大学に筑波新大学創設準備室を設置
昭和48年10月	国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第103号）により筑波大学を設置 第一学群，医学専門学群，体育専門学群及び附属図書館をもって開学 三輪知雄，学長に就任
昭和50年4月	第二学群，芸術専門学群，大学院修士課程及び大学院博士課程を設置
昭和51年8月	宮島龍興，学長に就任
昭和51年10月	附属病院を開院
昭和52年4月	第三学群を設置
昭和53年3月	東京教育大学を閉学
昭和53年10月	医療技術短期大学部を併設
昭和55年4月	福田信之，学長に就任
昭和61年4月	阿南功一，学長に就任
平成元年4月	大学院修士課程に夜間開講の専攻を設置
平成4年4月	江崎玲於奈，学長に就任 大学院博士課程において連携大学院方式（第一号連携大学院方式）を実施
平成8年4月	大学院博士課程に夜間開講の専攻を設置
平成10年4月	北原保雄，学長に就任
平成12年4月	大学院博士課程の改組・再編に伴い，数理物質科学研究科，システム情報工学研究科及び生命環境科学研究科を設置
平成13年4月	大学院博士課程の改組・再編に伴い，人文社会科学研究科，ビジネス科学研究科及び人間総合科学研究科を設置
平成14年4月	大学院修士課程において連携大学院方式（第一号連携大学院方式）を実施
平成14年10月	国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）により図書館情報大学と統合 図書館情報専門学群及び大学院博士課程図書館情報メディア研究科を設置
平成16年4月	国立大学法人法（平成15年法律第112号）により国立大学法人筑波大学を設置 岩崎洋一，学長に就任 大学院博士課程において連携大学院方式（第二号連携大学院方式）を実施（数理物質科学研究科物質・材料工学専攻）
平成17年4月	大学院博士課程において連携大学院方式（第二号連携大学院方式）を実施（生命環境科学研究科先端農業技術科学専攻）
平成19年4月	学群の改組・再編に伴い，人文・文化学群，社会・国際学群，人間学群，生命環境学群，理工学群，情報学群及び医学群を設置
平成21年4月	山田信博，学長に就任
平成23年4月	新たな教員組織「系」を設置
平成23年12月	グローバル教育院を設置
平成25年4月	永田恭介，学長に就任
平成27年4月	大学院課程において協働大学院方式を実施
令和2年4月	学士課程に総合学域群を設置 大学院研究科の改組・再編により、人文社会ビジネス科学学術院、理工情報生命学術院及び人間総合科学学術院を設置し、学位プログラム制に移行
令和2年10月	文部科学省が、第4期中期目標期間における指定国立大学法人として指定
令和6年9月	学際サイエンス・デザイン専門学群（マレーシア校）を設置

本学の組織

系

系は、その包含する学問分野にかかわる教育と研究の双方に基本的な責任を持ち、全学的な見地から、当該分野の発展及び他の分野との連携・協力を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

人文社会系	人間系
ビジネスサイエンス系	体育系
数理物質系	芸術系
システム情報系	医学医療系
生命環境系	図書館情報メディア系

学群・学類

学群は、教育上の目的に応じて組織され、学部段階の学生の教育指導について包括的な責任を持つ組織です。体育及び芸術の分野については、教育の対象とする分野の範囲が限定的で専門性が高いため、それぞれ「専門学群」として学類を置かず、その目的にふさわしい教育を行います。

学類は、学群に属し、学生の教育指導について基本的な責任を持つ組織であり、学生のクラス編制の基盤となります。

人文・文化学群	人文学類
	比較文化学類
	日本語・日本文化学類
社会・国際学群	社会学類
	国際総合学類
人間学群	教育学類
	心理学類
	障害科学類
生命環境学群	生物学類
	生物資源学類
	地球学類
理工学群	数学類
	物理学類
	化学類
	応用理工学類
	工学システム学類
	社会工学類
	総合理工学位プログラム
情報学群	情報科学類
	情報メディア創成学類
	知識情報・図書館学類
医学群	医学類
	看護学類
	医療科学類
体育専門学群	
芸術専門学群	
学際サイエンス・デザイン専門学群	

総合学域群

総合選抜で入学した学生は1年次は総合学域群に在籍し、1年間の学びの後、本人の希望と入学後の成績などに基づき、所属する学類・専門学群が決まります。文系・理系別の3つの「類」から構成され、各類に約20人ごとのクラスがあります。1年間の学びを通して、学問的な俯瞰をしながら専門分野を定め、自らのキャリアを主体的に選択できる力を養います。

大学院

大学院には修士課程、博士課程及び専門職学位課程があり、博士課程には、前期及び後期の課程に区分する「区分制博士課程」、後期の課程のみの「3年制博士課程」、前期及び後期の区分を設けない「一貫制博士課程」があります。

本学では、急激に変化し、複雑な課題を抱える現在の社会において、高度化、多様化する人材養成のニーズに的確に応えていくため、従来の組織の壁を越えて、幅広い学問分野の教員が協働して、教育にあたることができるよう「※学位プログラム」を中心とした新しい教育システムに移行しています。

※修士・博士といった学位の水準と達成する人材像に応じて達成すべき能力を明示し、その能力を学生が修得できるように体系的に設計されたプログラムのこと。

学術院	研究群・専攻	課程
人文社会ビジネス科学学術院	人文社会科学研究群	博士前期課程、博士後期課程
	ビジネス科学研究群	
	法曹専攻（法科大学院）	専門職学位課程
	国際経営プロフェッショナル専攻	
理工情報生命学術院	数理物質科学研究群	博士前期課程、博士後期課程、一貫制博士課程
	システム情報工学研究群	
	生命地球科学研究群	
	国際連携持続環境科学専攻	博士前期課程
人間総合科学学術院	人間総合科学研究群	修士課程、博士前期課程、博士後期課程、３年制博士課程、一貫制博士課程
	スポーツ国際開発学共同専攻	修士課程
	大学体育スポーツ高度化共同専攻	3年制博士課程
	国際連携食料健康科学専攻	修士課程

グローバル教育院

分野を横断する学位プログラム等の全学的な実施・運営を行うことを目的として、平成23年12月に設置されました。 現在は学士課程の「地球規模課題学位プログラム」と、分野を超えた教員が集結する最も学際的かつ最先端学位プログラムとして卓越大学院プログラムに採択された一貫制博士課程の「ヒューマニクス学位プログラム」を開設し、教育研究を行っています。

学士課程	地球規模課題学位プログラム
一貫制博士課程	ヒューマニクス学位プログラム

各種センター等

本学には、最先端の研究をしたり、研究成果を社会に還元したり、学生や職員に対する教育などを行う各種センター等を設けています。

≪先端研究センター群≫

世界から優秀な人材を引き付ける国際的な研究拠点となることを目標に、当該分野における研究を行っています。

国際統合睡眠医科学研究機構
計算科学研究センター
生存ダイナミクス研究センター
つくば機能植物イノベーション研究センター
下田臨海実験センター
プラズマ研究センター
地中海・北アフリカ研究センター
サイバニクス研究センター
放射線・アイソトープ地球システム研究センター
人工知能科学センター
微生物サステイナビリティ研究センター
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター
陽子線医学利用研究センター
西アジア文明研究センター
宇宙史研究センター
エネルギー物質科学研究センター
山岳科学センター
トランスボーダー医学研究センター
サイバーメディスン研究センター

≪研究支援センター群≫

研究の基盤整備を行い、日々の研究から遅滞なく十分に行われるよう研究支援を行っています。

研究基盤総合センター
学術情報メディアセンター

≪教育等センター群≫

主に教育・特定の業務、学生・教員に対する支援を行っています。

グローバルコミュニケーション教育センター
アドミッションセンター
保健管理センター

≪開発研究センター≫

開発研究センターでは、社会還元型の研究を推進しイノベーションの創出を促進するために、外部資金等を事業運営費として、社会的要請の高い学問分野での開発研究を積極的に推進し、産学官の共同研究体制を構築しています。

プレシジョン・メディスン開発研究センター
未来社会工学開発研究センター
スポーツイノベーション開発研究センター
ヘルスサービス開発研究センター
テーラーメイドQOLプログラム開発研究センター
働く人への心理支援開発研究センター
イノベイティブ計測技術開発研究センター
革新的創薬開発研究センター
デジタルネイチャー開発研究センター
スマートウエルネスシティ政策開発研究センター
健幸ライフスタイル開発研究センター
ゼロCO_2エミッション機能性材料開発研究センター

それぞれのセンター等の詳細については、下記Webサイトを参照してください。

【研究組織・センター等】
https://www.tsukuba.ac.jp/about/organization-centers/

Ⅰ. 学生対応の窓口

1　学生生活と事務組織

（1）学生関係事務組織

学　生　部	学生生活課（スチューデントプラザ３階）
	学生交流課（1A棟１階）
ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）（スチューデントプラザ２階）	
教育推進部	教育推進課（本部棟２階）
	教育機構支援課（本部棟２階）
	社会連携課（本部棟２階）
	入試課（本部棟２階）

※エリア支援室についてはp.2-3 参照

（2）スチューデントプラザ（1D棟）及び1A棟

本学には、学生生活や就職活動に関する総合的な学生支援を行うことを目的とし、大学のほぼ中心に位置する第一エリアの1D棟にスチューデントプラザが設置されています。また、1A棟には留学生の受入及び学生の海外派遣にかかる支援を行うことを目的とした学生交流課があります。

主な学生支援サービスは以下のとおりです。

① 学生生活課／スチューデントサポートセンター 学生生活支援室（1D棟）

- 学生生活に関する各種相談等
- 経済支援に関すること
- 学生宿舎、福利厚生施設、アルバイトに関すること
- 課外活動、研修施設に関すること
- 学生教育研究災害傷害保険（学研災）に関すること

② ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）（1D棟）

ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）は、前身であるダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターの取り組みを基盤としながらも、さまざまな特性や能力を有する多様な個人のニーズに応じられるよう、分野を超えた横断的・学際的な視点を取り入れた取り組みを進めており、以下の相談を行っています。

- ダイバーシティの推進に関すること
- 障害のある学生への修学支援に関すること
- 学生のキャリア形成支援に関すること
- 学生の就職支援に関すること
- 博士人材のキャリアパスに関すること
- LGBTQ+に関すること

※詳細についてはp.27-29 参照

https://dac.tsukuba.ac.jp/

③ 学生交流課／スチューデントサポートセンター 国際交流支援室（1A棟）

- 留学生の受け入れに関すること
  （国費留学生・私費外国人研究生等）
- 留学生支援に関すること
  （留学生相談室・奨学金・在留資格等）
- 短期留学に関すること（受入・派遣）
- 国際交流に関すること
  （チャットイベント・交流イベントなど）

④ 総合相談窓口

スチューデントプラザ及び春日エリアには、全学的にどのようなことでも相談できる窓口として総合相談窓口（なんでも相談窓口）が設置されています。この窓口は、学生の皆さんにちょっと困ったことがあったとき、気軽に相談に立ち寄ってもらうための場所です。カウンセラーが相談を担当し、相談内容は、学生生活に関することなどどんなことでもOKです。ご相談いただいた内容によっては、どこでどのような支援を受けられるのかも一緒に探してご紹介しますので、気軽にいらしてください。

※詳細についてはp.25 参照

⑤ T-ACT 推進室

「つくばアクションプロジェクト（通称T-ACT）」は、あなたのやってみたいを応援します。授業やサークル以外の活動もやってみたい、ボランティア活動をしてみたい、小さなことだけど実現したいことがある、そんな気持ちを抱くみなさんは気軽にT-ACTを活用して、それを実現させましょう。

※詳細はWebサイトを参照

主な取り組み例

- 自作の歌舞伎を上演する
- 子どもたちへの学習サポート
- 自分に最適なコーヒーを探求する
- 国際交流イベントを企画する

【T-ACT】
https://www.t-act.tsukuba.ac.jp/

（3）エリア支援室等

本学には、奨学金等の各種手続きやレポートの提出場所として、各所属対応の支援室が設置されています。学生生活上関係が深いのは、「学生支援、学群教務、大学院教務」担当で、下記のような事柄について取り扱っています。

学 生 支 援：学生生活全般に関すること
学 群 教 務：学群学生の授業、履修等に関すること
大学院教務：大学院学生の授業、履修等に関すること

（4）エリア支援室等で対応する学群・学類、学術院・研究群（学位プログラム〈サブプログラム〉）／専攻

エリア支援室等	学群・学類	学術院・研究群（学位プログラム〈サブプログラム〉）／専攻
人文社会エリア支援室 （1A棟3階） 学 生 支 援 jinsya.gakusei#@#un.tsukuba.ac.jp 学 群 教 務 jinsyagunkyomu#@#un.tsukuba.ac.jp 大 学 院 教 務 jinsyainkyomu#@#un.tsukuba.ac.jp 社国教育支援 jinsya-g30#@#un.tsukuba.ac.jp	**人文・文化学群** 人文学類 **社会・国際学群** 社会学類	**人文社会ビジネス科学学術院** ・**人文社会科学研究群** 人文学〈哲学・思想サブプログラム、歴史・人類学サブプログラム、文学サブプログラム、言語学サブプログラム、現代文化学サブプログラム、英語教育学サブプログラム〉、国際公共政策、国際日本研究
社会人大学院等支援室 （東京キャンパス） 教 務 担 当　03-3942-6918		**人文社会ビジネス科学学術院** ・**ビジネス科学研究群** 法学、経営学 ・**法曹専攻** ・**国際経営プロフェッショナル専攻** **人間総合科学学術院** ・**人間総合科学研究群** カウンセリング、カウンセリング科学、リハビリテーション科学、スポーツウエルネス学
数理物質エリア支援室 （1A棟3階） 学 生 支 援 suuri-zaigakusei#@#un.tsukuba.ac.jp 学 群 教 務 suuri-madoguchi#@#un.tsukuba.ac.jp 大学院教務 jimu-pas#@#un.tsukuba.ac.jp	**生命環境学群** 地球学類 **理工学群** 数学類 物理学類 化学類	**理工情報生命学術院** ・**数理物質科学研究群** 数学、物理学、化学、応用理工学〈電子・物理工学サブプログラム、物性・分子工学サブプログラム、NIMS連係物質・材料工学サブプログラム〉、国際マテリアルズイノベーション
システム情報エリア支援室 （3A棟2階） 学 生 支 援 sysinfo-gakuseishien#@#un.tsukuba.ac.jp 学 群 教 務 sysinfo-sekyomu#@#un.tsukuba.ac.jp 大学院教務 sysinfo.kyomu#@#sie.tsukuba.ac.jp	**社会・国際学群** 国際総合学類 **理工学群** 応用理工学類 工学システム学類 社会工学類 総合理工学位プログラム **情報学群** 情報科学類	**理工情報生命学術院** ・**システム情報工学研究群** 社会工学、サービス工学、リスク・レジリエンス工学、情報理工、知能機能システム、構造エネルギー工学、エンパワーメント情報学
生命環境エリア支援室 （2B棟3階） 学 生 支 援　029-853-4804 学 群 教 務　029-853-4803 大 学 院 教 務　029-853-4570	**人文・文化学群** 比較文化学類 日本語・日本文化学類 **生命環境学群** 生物学類 生物資源学類	**理工情報生命学術院** ・**生命地球科学研究群** 生物学、生物資源科学、農学、生命農学、生命産業科学、地球科学、環境科学、環境学、山岳科学 ・**国際連携持続環境科学専攻**

メール送信の際は「#」を外してください。

エリア支援室等	学群・学類	学術院・研究群(学位プログラム〈サブプログラム〉)／専攻
人間エリア支援室 （2A棟2階） 学 生 支 援　029-853-8084 ningen-gakusei#@#un.tsukuba.ac.jp 学 群 教 務　029-853-5926 ningen-gkyomu#@#un.tsukuba.ac.jp 大 学 院 教 務 ningen-dkyomu#@#un.tsukuba.ac.jp	**人間学群** 教育学類 心理学類 障害科学類	**人間総合科学学術院** ・人間総合科学研究群 教育学〈前期課程サブプログラム：国際教育サブプログラム、次世代学校教育創成サブプログラム、教育基礎科学サブプログラム〉、心理学〈心理基礎科学サブプログラム、心理臨床学サブプログラム〉、障害科学
体育芸術エリア支援室 （5C棟2階） 学 生 支 援　029-853-2731 学 群 教 務 （体　　育）　029-853-2804 （芸　　術）　029-853-2793 大 学 院 教 務　029-853-2575	**体育専門学群** **芸術専門学群**	**人間総合科学学術院** ・人間総合科学研究群 ニューロサイエンス、ヒューマン・ケア科学、パブリックヘルス、スポーツ医学、体育学、スポーツ・オリンピック学、体育科学、コーチング学、芸術学、デザイン学、世界遺産学 ・スポーツ国際開発学共同専攻 ・大学体育スポーツ高度化共同専攻
医学医療エリア支援室 （4A棟2階） 学 生 支 援　029-853-2916 学 群 教 務 （医　　学）　029-853-3412 （看護・医療）　029-853-3420 大 学 院 教 務　029-853-3013	**医学群** 医学類 看護学類 医療科学類	**人間総合科学学術院** ・人間総合科学研究群 医学、看護科学、フロンティア医科学、公衆衛生学
国際連携食料健康科学専攻事務室 （医学エリア4E棟6階 610） gip_info＃@＃un.tsukuba.ac.jp		**人間総合科学学術院** ・国際連携食料健康科学専攻
図書館情報エリア支援室 （7B棟2階） 学 生 支 援　029-859-1130 tosyoss-gakusei#@#un.tsukuba.ac.jp 学 群 教 務　029-859-1110 gakumu-k#@#ml.cc.tsukuba.ac.jp 大学院教務　029-859-1120 tosyoss-daigakuin#@#un.tsukuba.ac.jp	**情報学群** 情報メディア創成学類 知識情報・図書館学類	**人間総合科学学術院** ・人間総合科学研究群 情報学
マレーシア海外教育拠点支援室 学生支援　utmy-support#@#un.tsukuba.ac.jp 学群教務　utmy-kyomu#@#un.tsukuba.ac.jp	**学際サイエンス・デザイン専門学群**	
グローバル教育院事務室 （総合A703） 地球規模課題 bpgi-office#@#un.tsukuba.ac.jp ヒューマンバイオロジー ヒューマニクス 学 生 支 援　029-853-7076 大学院教務　029-853-7081 sigma#@#un.tsukuba.ac.jp ライフイノベーション 学 生 支 援　029-853-3662 大学院教務　029-853-3998 life-innov#@#un.tsukuba.ac.jp	**グローバル教育院** 地球規模課題学位プログラム	**グローバル教育院** ヒューマニクス **理工情報生命学術院** ・システム情報工学研究群 ライフイノベーション（生物情報） ・生命地球科学研究群 ライフイノベーション（食料革新）・（環境制御）・（生体分子材料） **人間総合科学学術院** ・人間総合科学研究群 ヒューマンバイオロジー、ライフイノベーション（病態機構）・（創薬開発）
総合学域群 （1C棟2階） アカデミックサポートセンター　029-853-2529	**総合学域群**	

メール送信の際は「#」を外してください。

2　学生の身分異動

以下については、(5) 除籍及び懲戒を除き、あらかじめクラス担任教員等に相談してください。
(1) 休学、(3) 転学・留学・移籍、(4) 退学を検討している学生は、必ず相談してください。

(1) 休学　※学群・学類・総合学域群の会議後に許可書等を交付します。

病気、その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない場合は、所属長に許可を得ることで、1年以内に限り休学が認められます。なお、特別な事由がある場合は、さらに1年を限度として休学期間の延長が可能ですが、通算として3年を超えることはできません。休学願は、各エリア支援室等にあります。

必要書類：休学願（クラス担任教員または指導教員承認印、授業料納付確認印、病気による休学は医師の診断書が必要）
提出期限：休学する1か月以上前（学類によっては2か月前）
提 出 先：エリア支援室　学群教務
休学期間：1年以内（休学期間は修業年限及び在学年限に算入されません。）
※総合学域群においては、文中の「エリア支援室　学群教務（または学生支援）」は総合学域群アカデミックサポートセンターを指します。（以下同じ）

(2) 復学

休学期間満了に伴い復学するときは、休学期間の満了前に復学届を提出してください。
休学期間中の休学事由解消による復学の場合は、所属長に復学願を提出し許可を得ることで、学業に復することができます。この場合にも、病気回復であれば医師の診断書の添付が必要です。

必要書類：休学期間満了の場合⇒復学届
休学期間の途中で復学したい場合⇒復学願
提出期限：復学する1か月前
提 出 先：エリア支援室　学群教務

(3) 留学　※学群・学類・総合学域群の会議承認後に許可書等を交付します。

所属長の許可を得ることで本学に在学したまま留学することができ、留学中に取得した単位は、本学入学前、在学中及び休学中に他大学等で修得した単位と合わせて60単位を限度として、本学の卒業所要単位として認められることがあります。

提出書類：留学願（クラス担任教員または指導教員承認印、授業料納付確認印が必要）
提 出 先：エリア支援室　学群教務

(4) 移籍・転学　※学群・学類の会議承認後に許可書等を交付します。

①移籍

本学の学生で、他の教育組織に移籍を希望する場合には、選考のうえ当該教育組織の相当年次に移籍が許可されることがあります。出願については掲示でご確認ください。

提出書類：転学群・転学類願（クラス担任教員または指導教員承認印、授業料納付確認印が必要）
提 出 先：エリア支援室　学群教務

②転学

他大学への入学または転入学を志願しようとする場合には、学長の許可が必要です。

提出書類：他大学受験許可願（クラス担任教員または指導教員承認印、授業料納付確認印が必要）
提 出 先：エリア支援室　学群教務

(5) 退学　※学群・学類・総合学域群の会議承認後に許可書等を交付します。

経済的事由、その他の事由で学業継続が困難となり、止むなく退学しなければならない事態に至った場合は、事情を記入した退学願を提出し、許可を受ける必要があります。

提出書類：退学願（クラス担任または指導教員承認印、授業料納付確認印が必要）
提 出 先：エリア支援室　学群教務

（6）除籍・懲戒

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するために必要最小限の決まりとして学群学則や学生の活動に関する法人規程をはじめとする種々の規則・規程等があります。学生がこれらの規則・規程等に違反した場合には、除籍や懲戒処分となることがあります。

①除籍

除籍は次の５項目のいずれかに該当する場合に行われます。

ⅰ授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
ⅱ学群学則第４条に定める在学年限（6年、医学類にあっては9年）を超えた者
ⅲ年間15単位以上（医学類にあっては、これに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別な事由により、あらかじめ学群長の許可を受けた者を除く。）
ⅳ学群学則第48条第１項（継続休学３年以内）及び第３項（休学通算３年以内）に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
ⅴ入学料免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除もしくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者、又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しない者

②懲戒

本学の規則に違反した学生または学生としての本分に反する行為をした学生は、規則の定めるところにより、教育研究協議会の議を経て、懲戒処分が行われることになります。なお、学群学則第58条には、次のとおり学生の行為の制限について定められています。

ⅰ学期末試験その他の試験の適正な実施を妨げること
ⅱ法人の施設、設備及び環境を損なうこと
ⅲこの法人規則その他の法人の規則の規定に反すること
ⅳ秩序を乱し、その他学生の本分に反すること

また、第60条第２項には、懲戒の種類（懲戒退学、停学及び訓告）について、第61条には懲戒退学、第62条には停学、第63条には訓告について定められています。

●懲戒退学

懲戒退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行います。

ⅰ性行不良で改善の見込みがない者
ⅱ正当な理由がなくて出席常でない者
ⅲ秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

●停学の期間

停学の期間は１年６か月を超えない範囲で定めるものとなっており、在学年限には算入されますが、修業年限には算入されません。ただし、１か月を超えない場合は、修業年限に算入されることもあります。

※懲戒処分は、過去の事例等を参考にして、慎重に調査審議し処分及び量定を決定しています。

3　学生の身上異動（現住所、本籍、緊急時連絡先、帰省先または氏名の変更）

在学中、あらかじめ届け出た氏名、性別、本籍、緊急時連絡先または帰省先に変更があった場合は、その都度速やかに所定の変更届等を提出してください。また、自身の現住所等に変更があったときは、TWINSの「本人連絡先」欄を必ず自分で修正してください。

提出書類：住所届／緊急連絡先等変更届／改氏名・戸籍変更届
提 出 先：エリア支援室　学生支援

TWINS では各学期に 1 回程度、ログイン時に現住所確認画面を強制表示しますので、現住所の変更がなくても必ず確認し、画面左下の「更新」ボタンをクリックしてください。
確認を行わない場合は、証明書自動発行機が利用できませんので、注意してください。

Ⅱ. 学生生活

1　大学基幹サイト内“キャンパスライフ” https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/

“キャンパスライフ”では、本学における学生生活に関する情報や学年暦、学内行事等の概要を紹介しています。また、学生組織及び諸団体が開設する公式サイトへのリンクが利用できます。
※学生便覧（英文版）は“キャンパスライフ”から閲覧することができます。

キャンパスライフで閲覧できる主な内容

・学年暦（カレンダー）　・学内行事　・在学生向けツール（TWINS・Web掲示板、manaba等）
・奨学金・修学支援　・学生教育研究災害傷害保険（学研災）　・学生宿舎・アパート情報
・キャンパス・施設紹介　・課外活動（サークル等）　・ボランティア情報　・海外留学
・セミナーハウスと福利厚生施設　etc...

2　学生関係証明書の発行

（1）学生証

学生証は本学学生であることを証明するものであり、建物の入退室や証明書自動発行機等を使用する際に必要となりますので、大切に取扱うとともに、常時携帯してください。また、筑波大学学生証に関する法人細則第7条の定めにより、本学の職員等から請求があったときは、これを提示しなければなりません。

利　　用：図書館、サテライト室、証明書自動発行機
出席登録：授業、試験
購　　入：学生割引乗車券、通学定期、キャンパス交通システム
学生証で本人確認を行います。

注意

・学生証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
・学生証に記載されている内容に変更が生じた場合は、直ちに所属のエリア支援室等へ申し出てください。
・卒業・退学等により学生としての身分を失った時は、直ちに所属のエリア支援室等へ返却してください。

● 有効期限

学生証の有効期限は修業年限となっています。修業年限を超えて在学する場合は、年度末に**所属のエリア支援室等**で更新しますので、申し出てください。

● 学生証の再交付を受けたい場合

紛失、破損、その他の事由で再交付を受けたい場合は、次の手順で手続きを行ってください。

①1A棟2階（1A201）の学生生活課課外活動支援係で手数料1,000円を支払い、「学生証用ICカード購入証明書」と「学生証再交付願」を受け取る。
②上記書類に必要事項を記入し、学生生活課または所属のエリア支援室等（急ぐ場合は学生生活課）に提出する。
※以前の写真から変更を希望する場合は、写真1枚**（縦3cm、横2.4cmの無帽上半身正面、無背景、提出前3ヶ月以内に撮影した写真）**を持参のうえ、一緒に提出してください。
※紛失により再発行し、後日旧学生証が見つかった場合は、速やかに学生生活課または所属のエリア支援室等に返却してください。

（2）学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

使用できる旅行目的：

正課教育活動、課外教育活動、就職または進学のための受験等、休暇または所用による帰省、修学上必要な見学

利用条件：JRの営業キロが片道101キロ以上

割 引 率：2割引　往復割引の条件（片道の営業キロが600キロを超える場合）に合致する場合は、行き帰りそれぞれ1割引（往復割引）となった運賃がさらに2割引となります。

有効期限：有効期間（発行日から3か月）、有効日数（下記参照）

営業キロ	～200	～400	～600	～800	～1,000	～1,200	～1,400	～1,600	～1,800
有効日数	2	3	4	5	6	7	8	9	10

※1,800キロを超える場合は、200キロごとに1日を加える。※往復の場合は、片道の2倍

学割証は証明書自動発行機にて、正規生のみが発行できます。非正規生は発行できません。

（3）通学証明書

通学証明書には、通学のための「筑波大学通学定期乗車券購入証明書」と教育実習等の単位認定される実習で利用できる実習用の「通学証明書」の2種類があります。通学定期購入の際に、交通機関から証明書の提示を求められた場合には、通学証明書を発行しますので、所属のエリア支援室等に申し出てください。

（4）在学証明書・成績証明書等の諸証明書

本学に在学している正規生の証明書及び非正規生の在籍証明書は、証明書自動発行機にて交付しています。証明書自動発行機は、各設置場所ごとに利用時間が決まっていますので、必ず確認してください。非正規生のその他の証明書は、所属のエリア支援室等で発行することができます。

証明書自動発行機の設置場所及び発行できる証明書

設置場所（利用時間平日9:00～17:00）	発行できる証明書
各エリア支援室 スチューデントプラザ2階（平日9:00～21:00） 大学会館C棟2階　9P210室 下田臨海実験センター 山岳科学センター　菅平高原実験所	旅客運賃割引証（学割証） 成績証明書 在学証明書 成績・卒業見込証明書 卒業見込証明書 健康診断証明書（保健管理センターでも発行可能）

※健康診断証明書を証明書自動発行機で発行できない場合は、保健管理センターへ申し出てください。

※東京キャンパスは月曜日10:00～18:00、火～金曜日10:00～21:00, 土曜日10:00～20:00（時期によって変動あり）

（5）その他諸証明の発行

上記以外の証明書は、所定の証明書交付願に必要事項を記入のうえ、次の窓口へ申し出てください。

事　項	窓　口	備　考
教職員免許状取得見込証明書	エリア支援室　学群教務	
成績・卒業証明書	教育推進課　教務グループ	卒業等、離籍後の申請
成績・在籍証明書		
卒業証明書		
学力に関する証明書		教員職員免許状個人申請用

3　学生の集会・掲示等

学生の皆さんが研究会、発表会、課外活動等種々の集会等の実施及び周知を図るための掲示や文書の配布等を行う場合は、「筑波大学学生の活動に関する法人規程」（P.33参照）に定められた手続きを行う必要があります。なお、この規程にいう集会とは、授業に関連するものを除き、通常形態で行われる集会（集団示威行為を含む）のほか、各種調査、諸催しを含みますので、留意してください。**提出書類はエリア支援室等または学生生活課で配布しています**。

集会の責任者または参加者が、学群学則及びその他の規則の規定に違反したり、職員の指示に従わなかった場合は、当該集会開催の禁止等を命ずることがあります。

（1）提出書類と受付窓口

集会の開催 → **学生集会（催）願**
文書等の掲示 → **文書等掲示・配布願**
文書を配布する際は、上記２つの書類を提出してください。

提　出　先：責任者の所属するエリア支援室等
提出期限：開催５日前（休日は期間に算入しない）
受付開始日：開催日の１か月前

学生団体 → 顧問教員
クラス → クラス担任教員
有志等 → 責任者の所属する学類・専門学群の教員等

願出書を提出する際は、上記に示した関係教員の署名が必要です。

※全学的な学生組織（全代会、学園祭実行委員会、スポーツ・デー学生委員会、課外活動団体の系別責任者会議等）の窓口は**学生生活課**です。
※学内での募金販売等による金銭上の収受を伴う集会を行う場合は、集会願に加えて収支予算書を提出してください。また集会終了後には必ず**収支決算書**を提出してください。

（2）集会場所

集会の責任者は、集会場所の空き状況を管理部局（下記参照）に確認し承認を得てください。ただし、大型教室等教育機器が設置されている教室については、使用を認めていない場合もあります。

施設管理部局一覧

担当部局	該当施設
人文社会エリア支援室	1B棟、1C棟、1H棟
数理物質エリア支援室	1E棟、1A棟1階第一エリア食堂、1A棟2階スープファクトリー
システム情報エリア支援室	3A棟、3B棟、3K棟、3L棟、3A棟1階第三エリア食堂
生命環境エリア支援室	2C棟、2D棟、2B棟1階第二エリア食堂
人間エリア支援室	2A棟
体育芸術エリア支援室	5C棟、体芸食堂
医学医療エリア支援室	4A棟、4B棟、医学食堂
図書館情報エリア支援室	7A棟、春日エリア食堂
大学会館事務室	大学会館、大学会館前広場
学生生活課（厚生・宿舎）	学生宿舎（グローバルヴィレッジコミュニティステーションを含む）
学生生活課（学生支援）	松美池前、第一エリア1C棟2階前スペース、第二、第三学間広場、体芸エリア5C棟2階前広場、医学エリア4A棟2階中庭、春日エリア中庭

（3）掲示物・配布物について

掲示物は、定められた学生用掲示板以外で掲示することはできません。また、配布物についても承認を得た場所以外で配布することはできません。なお掲示及び配布物には、学生団体の場合は団体名を、その他の場合は責任者の氏名及びその者が所属する学群・学類名等を明記することとなっています。

掲示物の大きさ：80cm×110cm以下
掲　示　期　間：許可を受けた日の翌日から起算して1か月以内（掲示期間を経過した掲示物は責任者が必ず撤去してください。）

学生用掲示板の設置場所

第一エリア1C棟2階

第二エリア2B棟2階

第三エリア3A棟2階

体芸エリア5C棟2階

医学エリア4A棟2階

春日エリア7B棟1階

平砂宿舎共用棟1階

追越宿舎共用棟2階

グローバルヴィレッジ1階

一の矢宿舎共用棟1階

春日宿舎1号棟1階

春日宿舎2号棟1階

（4）立看板及び拡声器の利用申請

各種書類の配布及び申請受付は学生生活課で行っています。利用の際はあらかじめ責任者を定めてください。

● **立看板**

提出書類：大看板設置申請書（設置日5日前までに提出してください。（休日は算入しない））
設置期間：行事日程を含む1週間以内

● **拡声器**

提出書類：拡声器使用願（使用日5日前までに提出してください。（休日は算入しない））
※使用に当たっては、時間・場所等について教職員の指示に従ってください。

本学では、学内における政治目的をもった具体的な政治活動を許さないという基本方針の下に、特定の政治団体に係る政治活動や特定の宗教団体に係る宗教活動を制限しています。

4　学内交通

（1）自転車・バイクの登録制度

学生の多くが自転車・バイクで構内を移動する本学では、駐輪場問題や通行障害を解消するため、自転車・バイクの登録制度を定めています。登録者にはICタグを発行しますので、自転車・バイクのフレーム等見やすいところに貼付してください。

入学手続時に申請している方は、学類等オリエンテーションの際に配布されます。誤って重複申請等しないように注意してください。

提出書類：自転車等登録申請書（学生生活課またはエリア支援室等にあります。）
提　出　先：学生生活課またはエリア支援室　学生支援
登　録　料：1台2,000円

● 自転車・バイクを買い替えた場合

買い替えた自転車・バイクに旧ICタグを貼り替えることはできません。新たに登録をしてください。

● ICタグを貼付した自転車・バイクが盗難された場合

所属のエリア支援室に「盗難届」「自転車等登録再交付願」を提出し、ICタグの再交付を受けてください。（無料）

（2）キャンパス内駐車場の利用

自動車通学によらざるを得ない学生は、学内の駐車場について、下記のとおり申請してください。（学生宿舎駐車場についてはP.18参照）

ただし、キャンパス内の駐車スペースには限りがあるため、自動車通学禁止区域を定め、この区域からの自動車通学を原則禁止しています。

● 自動車通学禁止地区

・所属のエリア支援室等から半径2㎞未満の地区
・学生宿舎（身体に障害を有する等、特別な事由がある場合を除く。）

● 申請方法

所属のエリア支援室等において、駐車証等の手続きに係る掲示をしますので、所定の期間内に手続きをしてください。
①所属のエリア支援室等で申請書を受け取る。
②申請書に必要書類を添付のうえ、所属のエリア支援室等へ提出する。
③駐車証の交付を受けた後、所定の駐車場を利用する。

駐車場利用会費	
ゲート付き駐車場を利用する場合	年額10,800円（月額900円）
ゲート無し駐車場を利用する場合	年額　4,800円（月額400円）

大学構内で駐車違反をした車両は、車輪施錠や移動排除の対象になります！

火災時や急病人が出た際、緊急車両の通行の妨げになるなど、著しく交通の障害になる場所に駐車している場合は、移動排除されます。
また、累計違反点数が7点以上になると警告、更に違反すると車輪施錠となります。
筑波大学構内における違反点数については、下記Webサイトを参照してください。

【筑波大学交通安全会】https://www.t-anzen.org/

（3）キャンパス交通システム（学内循環バス）

本学では、通学やキャンパス内の移動の便宜をはかるためにキャンパス交通システムを導入しています。詳しい利用方法や注意事項は、大学基幹サイトを参照してください。

▲大学基幹サイト

利 用 料：年間19,000円　※利用料は、販売状況を踏まえて、改定となる可能性があります。
利用可能バス：「筑波大学循環線」（何度でも自由に乗降可能）
※ つくばセンター～キャンパス内を走る路線です。
※「筑波大学循環線」以外の筑波大学への乗り入れ路線（例：「筑波大学病院線」など）を利用した際には、別途、運賃の支払いが必要となりますので、ご注意ください。

● 申請方法

学内にある書籍部（丸善）で購入手続き後、学生証に利用証の貼付を受ける。

期限切れに注意

・キャンパス交通システム利用証は、毎年3月31日で有効期限が切れます。次年度も引き続き利用する場合は、書籍部にて次年度分の利用証を購入してください。利用しない場合は、有効期限の終了後に利用証をはがしてください。
・故意でなくても期限切れの利用証の使用は不正行為となり、利用者本人が違約金を支払わなければなりませんので、十分注意してください。

違約金＝310円（片道最高額）× 2（往復）× 2（率）×日数（4月1日から算出した日数）

キャンパス交通システム路線図

路線バスの時刻表、運賃については、関東鉄道Webサイトをご確認ください。

【関東鉄道バス経路・時刻・運賃案内】
http://kantetsu.jorudan.biz/

キャンパス交通システム利用証が破れたり、はがれたりしてしまった場合は、破損した利用証の現物確認後、学生生活課にて再発行できます。

※現物確認が行えない場合（紛失等）は、再発行できません。

● 問合せ先

総務部総務課　TEL：029-853-2032

5　授業料・経済支援

（1）授業料の納付

授業料の額と納付期限

	授業料	納付期限
第１期分	267,900円	５月末日：口座振替は５月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
第２期分	267,900円	11月末日：口座振替は11月27日（同上）

※在学時に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用されます。
※口座振替の場合には、振替日の前日までに口座へ入金してください。

①納付方法

納付方法：口座振替（休学等、特別な事由がある場合を除く。）
口座登録方法：入学手続き時に「ネット口座振替受付サービス」で登録。

※登録口座の変更を希望する場合は、財務管理課出納担当（収入）までご連絡ください。
※休学等、特別な事由があり、口座振替しない場合には、別途大学からお渡しする「払込取扱票」にて、お振込みください。納付後は、払込金融機関から受領書が交付されます。
※領収済証明書が必要な場合は、大学HPを確認の上申請してください。なお、発行までに数日を要します。

②一括納付について

希望により、第１期分納付の際に第２期分も合わせた年額を一括納付することができます。その際、通帳には１期分、２期分の明記はございませんが、二行で「ツクバダイ」と記帳されます。

● 問合せ先

財務部財務管理課出納担当（収入）
E-mail：suitou.syunyuu@un.tsukuba.ac.jp

（2）経済支援

2020年４月から、学群生を対象とした「高等教育の修学支援新制度」（以下新制度）が始まり、日本学生支援機構による給付奨学金と併せて入学料及び授業料の免除が受けられます。新制度は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学群生（留学生を除く）が対象となります。また、2025年４月から、多子世帯の学群生を対象に、授業料及び入学料の無償化の制度が開始します。

①授業料免除・奨学金等

学群生は、「新制度」に伴う日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象となれば授業料の減免の対象となりますので、給付奨学金の申請を行ってください。多子世帯の学群生を対象とした授業料及び入学料の無償化の制度についても、給付奨学金と併せて審査されますので、給付奨学金の申請を行ってください。多子世帯ではない学生で、給付奨学金対象外の学生についても大学で免除を実施する可能性がありますので、免除申請を希望する者は必ず申請してください。

大学院の授業料免除は、「経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる学生等」が免除対象者となります。

授業料免除は、各期（第１期、第２期）の納付すべき授業料の全額または一部を免除する制度ですが、他にも授業料の徴収猶予、月割分納の制度があります。

奨学金制度としては、筑波大学独自の奨学金「つくばスカラシップ」や日本学生支援機構、地方公共団体、民間奨学団体（返済の必要のない給付奨学金が多い）の奨学金があります。

申請時期や諸手続き等詳細については、大学基幹サイトに掲載しますので、必ず確認してください。

キャンパスライフ
【奨学金・修学支援】
https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/

②学生生活緊急資金

本学学生で急な出費（不慮の事故、送金の遅延、病気など）が生じた場合に、貸付を行っています。

貸付限度額：１人30,000円（無利息）
貸 付 期 限：原則として１か月
返 済 方 法：１回払い

●貸付手続き

貸付を希望する学生は、本学教職員（原則として教員）１人を連帯保証人に定め、学生生活課（経済支援）において、申請書及び借用証書用紙の配布を受け、必要な手続きをとってください。

6　各種保険

パンフレット等は学生生活課で配布しています。

（1）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

国内外において、正課中、学校行事中、課外活動中または学校施設内（学生宿舎を除く。）にいる間に起こった不慮の事故によるケガのほか、合理的な経路及び方法による通学中のケガまたは学校施設間を移動する間のケガに対しても保険金が支払われる災害補償制度です。本学では、皆さんが安心して教育研究及び課外活動を行えるよう、この保険への全員加入を推奨しています。

<table>
<tr><th>補償範囲</th><th>死亡保険金</th><th>後遺障害保険金</th><th>医療保険金</th><th>入院加算金</th></tr>
<tr><td>正課中、学校行事中</td><td>2,000万円</td><td>120万円～
3,000万円</td><td>治療日数
１日以上が対象
3,000円～30万円</td><td rowspan="4">１日につき
4,000円
（180日限度）</td></tr>
<tr><td>正課中、学校行事中、課外活動中以外で学校敷地内にいる間</td><td rowspan="3">1,000万円</td><td rowspan="3">60万円～
1,500万円</td><td>治療日数
４日以上が対象
6,000円～30万円</td></tr>
<tr><td>学校施設内で課外活動中、学校施設外で大学に届出た課外活動中</td><td>治療日数
14日以上が対象
３万円～30万円</td></tr>
<tr><td>通学中、学校施設等相互間の移動中</td><td>治療日数
４日以上が対象
6,000円～30万円</td></tr>
</table>

※ケガをした場合は速やかに所属のエリア支援室等に連絡し、事故発生から30日以内に事故通知はがきを提出してください。
※詳細については、所属のエリア支援室等または学生生活課へ問合せてください。

（2）学研災付帯賠償責任保険（付帯賠責）

国内外において、学生が正課中、学校行事中、ボランティア等での課外活動※及びその活動を行うための往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したりしたことによって被る法律上の損害賠償を保障します。この保険への加入は任意となりますので、加入を希望する場合は、所属のエリア支援室等または学生生活課へ申し出てください。

<table>
<tr><th rowspan="2">活動範囲</th><th>Ａコース</th><th>Ｂコース</th><th>Ｃコース</th></tr>
<tr><td>学生教育研究賠償責任保険（学研賠）</td><td>インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）</td><td>医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）</td></tr>
<tr><td>補償内容</td><td>正課中、学校行事中、及びその往復中などに発生した賠償責任事故
※Ｂコースの補償範囲を含む</td><td>インターンシップ中、介護体験活動中、教育実習中など、特定の活動中及びその往復中に発生した賠償責任事故
※医療関連実習、薬学教育実務実習を除く
※大学が正課、学校行事または課外活動※と認めたものに限る</td><td>医学関連学部の実習中、学校行事中、臨床実習中及びその往復中などに発生した賠償責任事故
※Ａコース及びＢコースの補償範囲を含む</td></tr>
<tr><td>支払限度額</td><td colspan="3">対人賠償と対物賠償合わせて１事故につき１億円限度（※免責金額０円）</td></tr>
<tr><td>保険料（１年間）</td><td>340円</td><td>210円</td><td>500円</td></tr>
</table>

※インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内の学生団体が行う活動をいいます。
これ以外のクラブ活動中の事故は、保険金支払いの対象となりません。

（3）学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

私生活を含む24時間のケガや病気、賠償事故などを補償します。「学研災」にプラスすることで、学生生活全般に補償が広がります。この保険への加入は任意となります。

	自宅通学の学生 一人暮らしの方も加入可			一人暮らしの学生		
タイプ	A	B	C	D	E	F
個人賠償責任	1事故　国内：3億円　国外：1億円限度			1事故　国内：3億円　国外：1億円限度		
死亡・後遺障害（ケガ）	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
入院・通院（ケガ）	治療費用実費 **医療機関の窓口で自己負担した費用を補償**					
入院・通院（病気）						
救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
育英費用（ケガ）	100万円	100万円	×	100万円	100万円	×
学資費用（ケガ）	50万円	50万円		50万円	50万円	
学資費用（病気）	50万円	×		50万円	×	
生活用動産	×	×	×	50万円	50万円	50万円
借家人賠償責任				500万円	500万円	500万円

（4）外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

留学生の学生生活を幅広くサポートする保険であり、保険期間を1か月単位で選択できるため、短期留学生であっても加入することができます。この保険への加入は任意となります。

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
加入可能保険期間	4か月以上	4か月以上	1か月～3か月	1か月～3か月
個人賠償責任	1事故　国内：1億円　国外：1億円限度			
死亡・後遺障害（ケガ）	100万円	100万円	100万円	100万円
治療費用（ケガ）	治療費用実費 **医療機関の窓口で自己負担した費用を補償**		×	×
治療費用（病気）				
救援者費用	300万円	300万円	300万円	300万円
傷害定額	×	×	入院5千円/日 通院3千円/日	入院5千円/日 通院3千円/日
生活用動産	×	50万円	×	50万円
借家人賠償責任	×	500万円	×	500万円

（5）スポーツ安全保険

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた公益目的事業です。

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュア団体・グループ（以下「団体」と表記）が加入できます。団体での活動中・往復中に起こった傷害事故及び法律上の損害賠償責任を負った場合、補償対象となります。

申し込み等詳細については、下記にお問い合わせください。

学研災付帯学総	問合せ先：学生生活総合保険相談デスク　TEL：0120-811-806 WEB：https://www.web-tac.co.jp/personal/univ/
インバウンド付帯学総	問合せ先：インバウンド付帯学総 事故受付：insclaim.futaigakuso@tmnf.jp　一般照会：futaigakuso.inbound@tmnf.jp
公益財団法人スポーツ安全協会	問合せ先：公益財団法人スポーツ安全協会　TEL：03-5510-0022 WEB：https://www.sportsanzen.org/hoken/

7　海外留学支援

海外に留学することは、国際性豊かな感性を磨くとともに、幅広い視野から物事を考える習慣を身につける上で、貴重な経験となります。本学は、海外留学に関する制度を整え、海外で勉強し、成長を志す学生を応援します。また、学内での国際交流を推進しています。

（1）海外留学情報の提供

海外留学について検討する際には、まず、**スチューデントサポートセンター（SSC）国際交流支援室**がウェブサイトにて提供する海外留学情報を参照してください。協定校留学及び短期研修等の公募の情報を掲載しています。また、SSC国際交流支援室では、キャンパスにおける国際交流イベントや留学関連イベントも開催しています。

SSCウェブサイトでは、渡航に関する最新情報も掲載していますので、随時確認するようにしてください。

Student Support Center
スチューデントサポートセンター

【SSC国際交流支援室】
https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top

（2）スチューデント・コモンズ

1A棟2階にあるスチューデント・コモンズは平日（10:00～17:00）に開室し、日本人学生と留学生が日常的に国際交流を行う交流スペースとして利用され、国際交流イベントを開催しています。その他、海外留学に関する情報提供や個別相談を行い、また学生の自習スペースや休憩場所として利用することも可能です。

【スチューデント・コモンズ】
https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/student-commons

（3）筑波大生のための海外留学情報誌　Go Abroad！

筑波大生として海外留学をするための役立つ情報がまとめられています。留学プランナーや履修計画表などを活用して、自身の留学について考えをまとめてみてください。SSC国際交流支援室ウェブサイトからダウンロードできます。（印刷したものはスチューデント・コモンズで配付しています。）

【Go Abroad!】
https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/guide-go-abroad

（4）海外留学のための支援制度

本学独自の海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）を含め、各種支援制度を活用して学生の海外留学を支援します。

● **筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）**

本学と海外の大学等との間で締結された学生交流協定に基づき、海外の大学等に留学、学修、調査・研究を行う者や優れた企画と発表能力を持って海外に出向き、現地で活動を行う者等を対象に、旅費の一部を支援します。

● **日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）**

日本の大学と学生交流に関する協定を締結している海外の大学に学生を派遣する場合に、日本学生支援機構（JASSO）が奨学金を支給する制度です。

● **日本学生支援機構海外留学支援制度（大学院学位取得型）**

修士又は博士の学位を取得するために諸外国（地域）に所在する大学へ留学する日本人学生等に対し、日本学生支援機構（JASSO）が学修・研究活動に必要な経費を支援する制度です。

● **官民協働海外留学支援制度 トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム**

自らが定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した諸外国等でのインターンシップやボランティア、フィールドワークなどの実践活動を含む留学計画を支援する制度です。

● **外国政府/民間奨学財団奨学金**

外国の政府または民間の奨学財団が、それぞれの趣旨により海外に留学する日本人学生等に対して奨学金を支給するものです。本学へ案内が届き次第、随時、TWINS 掲示板（学生支援に関するお知らせ）に掲載しています。

【海外留学のための奨学金】
https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga

（5）海外安全危機管理

近年、留学に限らず、海外研修やインターンシップ、旅行など短期間から長期間に渡るものまで、海外へ渡航するさまざまな機会があります。これに伴い、海外滞在中に深刻な怪我、事故、犯罪、病気、災害といった不測の事態に巻き込まれるケースが想定されます。日本で生活している時と同じような意識で生活していると危険を避けられない可能性があります。まずは、「海外にいる」という危機感を自覚し、常に安全性と健康両面の管理に努めてください。

詳細については、下記Webサイトまたはセーフティライフを参照してください。

【海外安全危機管理】
https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/

8　ハラスメント防止

本学では、ハラスメントに対して、次のような基本姿勢で取組んでいます。

- 個人としての人の尊厳を不当に傷つけ、修学上、就労上の環境を悪化させるハラスメントを許しません。
- ハラスメントの事案に対して、公平かつ適切に対応します。
- ハラスメントの行為者に対して、厳正に対処します。
- ハラスメントのない快適なキャンパスを目指して構成員への啓発活動を行います。

被害を受けたと思われる方は一人で悩まずに、早めにハラスメント相談センター、ハラスメント相談員、またはハラスメント外部相談窓口に相談してください。

相談があったことや相談内容については、相談者の了解を得ずに漏らすことはありません。プライバシーを守りますので、安心してご相談ください。

【ハラスメント防止】https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/anti-harassment

Ⅲ.福利厚生

1　アルバイト

（1）学外のアルバイト紹介

アルバイトの紹介については、（株）学生情報センターが運営している「筑波大学学生アルバイト情報ネットワーク」（通称：バイトネット）を利用しています。

専用サイトに登録するとインターネットやスマホからアルバイトを探すことができます。

利用方法等は、以下の大学基幹サイトから確認してください。

【アルバイト情報】
https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/activity-part-time-jobs/

（2）筑波大学学生人材バンク

本制度は、学生の自主性及び自立心を育成することを目的として、学生への経済的支援、キャリア支援を兼ねて整備された制度であり、「委託業務」と「短期雇用」で構成されます。Webサイトから筑波大学学生人材バンクに登録することで、新しい募集情報等のお知らせを受け取ることができます。

①委託業務

将来、起業を目指す学生に対し、大学の業務の一部を委託するものです。学生は個人事業主として筑波大学と契約します。エントリーには条件がありますので、詳しくはWebサイトを確認してください。

②短期雇用

大学の業務担当組織等において、学生と一定の期間（短期間）の雇用契約により、当該業務に従事します。業務のシフトは雇用部局と相談しながら決定しますので、学業との両立ができます。（学内での短期雇用やTAの総従事可能時間は週あたり合計20時間までになります。　※TAは週あたり10時間まで）

給与は業務に従事した月の翌月の17日に支給されます。（17日が休祝日の場合は異なります。）

	委託業務	短期雇用
指揮命令関係	なし	あり
勤務場所・時間の拘束	なし	あり
労働を他者が代行できるか	できない	できる
報酬の基準	成果	時間
源泉徴収	なし	あり
業務に使う機械、機器の負担	本人負担	大学負担

【筑波大学学生人材バンク】
https://ut-jinzai-bank.tsukuba.ac.jp/

2　福利厚生施設について

学内には各エリアに食堂、喫茶、書店等の福利厚生施設があります。営業時間やキッチンカーの情報等については、下記Webサイトから確認してください。

【筑波大学厚生施設案内】https://kosei.sec.tsukuba.ac.jp

3　学生宿舎・アパート

筑波大学は、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な市民生活を体験させることを目的として学生宿舎を設置しています。

学生宿舎には、一般的な単身用学生宿舎の他に、国際交流を重視したシェアハウスタイプの学生宿舎（グローバルヴィレッジ）、短期留学生の受け入れを目的とした学生宿舎（短期留学・ショートステイハウス）、及び世帯用学生宿舎があります。

学生宿舎の詳細や申請期間及びアパート等の情報については、大学基幹サイトに掲載していますので、各自確認してください。

【学生宿舎・アパート情報】
https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-healthlife/

（1）入居の相談

学生宿舎への入居について相談したい場合は、下記担当まで問い合わせてください。

●問合せ先

学生生活課（厚生・宿舎）　TEL：029-853-2265　E-mail：gakuseisyukusya@un.tsukuba.ac.jp

（2）学生宿舎地区駐車場の利用について

学生宿舎入居者が宿舎駐車場の利用を希望する場合は、許可を受ける必要がありますので、下記のとおり申請してください。

①申請方法

申請書及び誓約書は学生生活課及び学生宿舎管理事務所で配布しています。また、提出時に学生証と運転者の免許証を確認しますので、窓口で提示してください。

提出書類：申請書、誓約書、車検証及び任意保険契約書の写し、交通安全会会費の払込票
提 出 先：学生生活課（厚生・宿舎）

②駐車証の交付

申請順に駐車証を交付します。交付を受けた者は、指定された駐車場に限って利用することができます。ただし、駐車スペースには限りがあるため、許可されない場合もあります。（世帯用は1世帯1台）

※「駐車証」の交付を受けていない者は、自動車の持ち込みはできません。

（3）アパート等

大学の周辺には多くのアパート、マンション等があり、種類も豊富です。平均的なアパート（6畳・台所・バス・トイレ付き）の家賃は月額約35,000円～50,000円です。

大学から物件を直接斡旋することはありませんが、徒歩圏内にはたくさんの不動産仲介会社がありますので、希望条件（家賃、間取り等）をきちんと伝えることで、自分に合った物件を探すことができます。

Ⅳ. 課外活動

1　学生団体について

本学には学生が自主的な活動を行うために大学から許可を受けて学内に設立した学生団体があり、「① 課外活動団体」と「② 一般学生団体」に分かれて活発に活動しています。

①課外活動団体

所定の条件（本学の教育目的に沿い活動する、全学学生が参加できる、計画的に運営され、顧問教員を置く等）を満たし設立許可を受けた学生団体を課外活動団体といいます。課外活動を円滑に運営するために、各団体は代表を選出して、サークル連合会（文化系サークル連合会、体育会、芸術系サークル連合会）を組織します。課外活動団体は、サークル館等の学内施設の使用や課外活動用具の貸与等について、他の学生団体に優先して便宜供与されるとともに、本学の名称を冠して学外の団体に加入することについても優先して認められます。また、大学から活動に対する資金援助も行われます。

②一般学生団体

大学から許可を受けて学内に設立した学生団体ですが、上記の「課外活動団体」としては認定を受けていない学生団体を「一般学生団体」といいます。

2　課外活動用具・学内施設の利用

（1）課外活動用具の利用

課外活動用として次の用具を貸し出しています。課外活動用具は学生皆さんのものです。故意または過失により用具を破損、紛失した場合は弁償を求めることがあります。

申　込　み　先：スチューデントプラザ３階　学生生活課課外活動支援係
予約の受付期間：課外活動団体 → ２か月前から
一般学生団体 → １か月前から
個　　人 → ２週間前から

貸出可能な課外活動用具

スポットライト
ベビースポットライト
フォロースポットライト
パーライト
ステージライト
調光ユニット
ストロボセット
スポットライト用カラー円板
スポットライト用スタンド
ミラーボール
フットライト
スライダック（調光用可変トランス）
スピーカーシステム
アンプ内蔵スピーカー
PA セット
スピーカースタンド（PA セット用）
ワイヤレスチューナーセット
音響用ミキサー
音響用ジャンクションボックス（セット貸出）
拡声器（ハンドマイク）
マイク（有線）
卓上マイク
マイクスタンド（卓上型、直立型）
ワイヤレスアンプ（マイク付）
ＣＤラジカセ
ビデオカメラ
ビデオ用三脚
液晶プロジェクター
スクリーン（スタンド型）
トランシーバー
暗幕
もうせん
金屏風
ドラムコード
校旗
折りたたみ式はしご
折りたたみ式テント（タープ）
キャンプ用テント（夏用）
床用シート
移動式ステージ
組立式移動ステージ
リヤカー
体温計

（2）体育施設の利用

学生は、課外活動及びレクリエーション等で体育施設を利用することができます。利用方法や各体育施設の予約状況等詳細はWebサイトを確認してください。ただし、**体育施設の個人利用はできません。**

【体育スポーツ局（旧体育センター）】　https://www.sapec.tsukuba.ac.jp/?page_id=417

（3）サークル館等

本学には、課外活動用として、文化系サークル館、体育系サークル館、課外活動練習施設、春日課外活動施設、馬場、戸田艇庫等の施設があります。サークル館等については、原則として課外活動団体が共有して使用することになっています。

3　学生団体の設立

学生は、筑波大学内において課外活動を行うための団体（学生団体）を設立することができます。設立にあたっては、類似団体への加入、活動計画、継続性を十分検討の上、申請してください。設立を希望する場合は、下記 Web サイトを確認してください。

【課外活動やサークル活動の申請をする（手続き一般）】
https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/office-of-student-welfare/activities-application-2

4　学生団体学外行事届

学生団体が対外試合、トレーニング、合宿あるいは発表会等学外において活動を行う場合には、学生生活課にある学生団体学外行事届を提出してください。詳細は下記 Web サイトを確認してください。

【学生団体の設立】　https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/office-of-student-welfare/activities-application-2

この届出は、学外における活動を把握するとともに、事故が発生した場合「学生教育研究災害傷害保険」等の保険を適用させるための大切な資料となります。**この届出がないと、課外活動中の事故であっても保険が適用されなくなります**ので、注意してください。

提出書類：学生団体学外行事届
提出期限：行事の１週間前まで
提　出　先：学生生活課課外活動支援係

その他の学生団体に係る届出一覧

事　　項	窓　　口
学生団体継続願 学生団体事業報告書 学生団体設立願記載事項等変更届 学生団体解散届 学外団体加入願	スチューデントプラザ　3階 学生生活課課外活動支援係

※左記のほか、課外活動に伴う証明書（各種大会参加承諾書、外部団体登録書、団体旅行申込書、団体活動証明書など）の申請も可能です。

●課外活動に関する問合せ
学生生活課課外活動支援係　　TEL：029-853-2248

5　筑波大学紫峰会基金

筑波大学紫峰会基金の学生支援業務は、「課外活動支援業務」、「学生生活支援業務」、「広報業務」の3つから構成されており、保護者の皆様からのご寄附の全額を学生支援に使用しています。

（1）課外活動支援業務

三系（文化系、体育会、芸術系）に所属する約140の課外活動団体の日常活動と全代会等の学生組織が主催する公式行事等を対象として様々な援助を行っています。援助金の申請書は学生生活課課外活動支援係にあります。

課外活動団体援助金	課外活動団体の日常活動に対して支給される援助金
特別援助金	課外活動団体の国際交流、地域交流を促進することを目的とした援助金 対象：海外遠征（オリンピックや世界大会を含む）の際の旅費や大規模公演、周年記念事業の際の経費
課外教育行事援助金	学内の学生組織主催の公式行事に対して支給される援助金 対象：学園祭、スポーツ・デー、新入生歓迎祭等
その他の活動	団体貸付金、記念品特別支給、会計面接・運営相談

（2）学生生活支援業務

①印刷サポート

1A棟2階（1A201）の学生生活課課外活動支援係にて、高速印刷、コピー、プリントアウトなどのサービスを、一般的な価格よりも低価格にて提供しています。

②学生証用ICカードの販売（再発行）

③緊急貸付金

学生が事故災害などにより、生活資金の不足が生じた場合、これを一時的にしのぐために、その学生に対して無利子で貸し付けています。生活資金や修学・留学のための資金不足、奨学金が振り込まれるまでの一時資金などでの利用があります。

（3）広報業務

「紫峰の風」の編集・発行・発送・広報業務

「紫峰の風」は学生生活の様子や活動の報告を基金協力者の皆様にお届けする広報誌で、紙面の企画や記事の取材等は学生広報会議や広報部会の学生が実施しています。

紫峰会基金パンフレット

●問合せ先

学生生活課課外活動支援係
TE L：029-853-5886
https://futureship.sec.tsukuba.ac.jp/shihoukai/

6　研修施設

学生は、ゼミやセミナー、課外活動等で下記の研修施設を利用することができます。なお、千葉県館山市にある館山研修所は休館しています。

（1）開学記念館

所 在 地：本学構内（筑波大学西バス停留所前）
収容人員：70名
施　　設：禅室、研修室、和室、講師室
利用手続：利用日の 10 日前までに所定の利用願を学生生活課課外活動支援係に提出してください。なお、定期的に利用する団体は、利用月の前月 20 日までに翌 1 か月分の利用願を提出してください。

（2）山中共同研修所「レイクロッジヤマナカ Lake Lodge Yamanaka」

所 在 地：〒401-0502　山梨県南都留郡山中湖村平野479
交　　通：新宿駅から中央高速バス平野行撫岳荘前下車、徒歩7分
　　中央線富士山駅下車平野行バスで慶応山荘前下車、徒歩5分
収容人員：72名
施　　設：セミナー室A（定員90名）、セミナー室B（定員45名）、グラウンド
　　※無線LAN設備あり
備　　品：プロジェクター、スクリーン、ピアノ
詳　　細：https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/facilities-seminar/s-yamanaka/

レイクロッジヤマナカはキャンプ場が併設している珍しいタイプの合宿施設です。
コンパクトな施設なので気軽に貸し切りが出来、仲間との交流も増えます。いつもと気分を変えて合宿で焚火ミーティングしませんか？皆様の「やりたい」を実現する自由度の高さが自慢です！なんでもご相談ください！

●開学記念館、山中共同研修所に関する問合せ
学生生活課課外活動支援係　　TEL：029-853-2250

V. 保健管理センター

保健管理センターは、本学学生であれば利用することができ、急病やケガ等の応急処置や健康相談等を行っています。なお、利用の際は学生証の提示が必要となります。

1 健康診断

学生の定期健康診断は、年1回毎年4月に実施しています。日程等詳細については、Web掲示板及び保健管理センターWebサイト等に掲載しますので、必ず確認してください。

医学群の学類の一部及び教育実習並びに介護体験を行う学生は事前に2月に定期健康診断を行います。

※定期健康診断を受けていない場合は、健康診断証明書の発行はできません。

2 応急診療・精神保健相談

保健管理センターには、内科、整形外科、精神科の3診療科があります。受診には診療料金がかかりますが、料金は一般の医療機関の半額程度となります。詳細はP.24を参照してください。

治療費例
かぜ（急性上気道炎）800円、ねんざ1,300円、精神科診療2,000円

【保健管理センター】
https://www.hokekan.tsukuba.ac.jp/

（1）応急診療（内科、整形外科）

ケガや病気のときに応急に行う診療（初診のみ）であり、原則予約は不要です。薬のみは出しませんので、薬剤が必要な場合は、必ず診療を受けてください。

受付時間：平日　9:15～11:40 / 13:30～15:00（詳細はP.24）
注意事項：整形外科は先着順（15名）になります

（2）精神保健相談（精神科）

気分の落ち込みや浮き沈み、意欲の低下、不眠、食欲不振などのメンタルヘルスを対象とし、専門の精神科医が相談・治療に応じます。相談の流れは次のとおりです。

予約受付（精神科1階）
【受付時間】平日9:00～12:15/13:15～17:00
【電話番号】TEL:029-853-2411
救急の場合はできる限り配慮しますので、遠慮なくお話しください。

▶ **相談当日**
予約日時に学生証を持参し、保健管理センター受付（2階）までお越しください。

▶ 診療の秘密は守られます。安心して受診してください。

（3）保健管理センターで発行できる診断書・証明書

申込みや発行方法等については、保健管理センターWebサイトを参照してください。

①健康診断証明書
定期健康診断を受けたすべての学生が発行対象です。証明書自動発行機でも発行することができます。

②健康診断書
指定する様式がある場合や、本学の健康診断項目以外の項目が含まれている場合等、健康診断書が必要な学生に、内科診療内で有償にて作成します。

③疾病に伴う診断書
担当医師が、診療に基づいて有償で発行します。

④来所証明書
診療等のために保健管理センターを利用した場合に、その日時について証明（センター指定様式）します。

（4）診療予定表

		内科	整形外科	精神科
受付時間		9:15～11:40 13:30～15:00	9:15～11:40 13:30～15:00	予約制
月	AM	○	○	○
	PM	○		○
火	AM	○	○	○
	PM			○
水	AM	○		○
	PM	○		○
木	AM	○	○	○
	PM			○
金	AM	○		○
	PM	○		○

（5）診療料金

項　　目		内科	整形外科	精神科
診療費		500円	500円	1,000円
薬剤費		300円	300円	1,000円
検査費	a. レントゲン	500円	500円	500円
	b. その他（血液、尿、心電図等）	500円	500円	500円
	c. 心理検査			1,000円
	d. 心理検査（簡易）			500円
処置費	a. 医師処置	500円	500円	500円
書類作成費用	a. 紹介状	1,000円	1,000円	1,000円
	b. 診断書（センター診療に基づく）	1,000円	1,000円	1,000円
	c. 特殊診断書	2,000円	2,000円	2,000円
	d. レントゲンコピー	500円	500円	500円
	e. 検査結果コピー	500円	500円	500円
	f. その他	1,000円	1,000円	1,000円

● 診療料金等の取扱いについて

①健康診断の呼び出し診療

定期健診結果の呼び出しによる診療、再検査は（初回のみ）無料です。ただし、当日に薬剤処方が必要な場合には薬剤費が発生します。

②1科受診の場合

a. 複数の検査（レントゲン・心理検査を除く）が行われた場合（例：血液、尿検査、心電図検査等）も500円です。

b. レントゲン検査と血液・尿・心電図等の検査が行われた場合、レントゲン検査費500円＋その他の検査費500円＝1,000円になります。

c. レントゲンを複数枚撮影した場合も500円です。

③複数科受診の場合

a. 診療費：各科診療費の合計額（例：内科500円＋精神科1,000円=1,500円）になります。

b. 薬剤費：各科の薬剤費の合計額になります。

c. 検査費：各科の検査費の合計額になります。

d. 処置費：各科の処置費の合計額にります。

④その他

a. 学生・職員ともに定期健康診断に基づく健康診断証明書は和文、英文とも無料です。

b. 来所証明書、SPEC指示書は無料です。

c. 看護師健康相談は無料です。

d. 松葉杖等の装具貸出は無料です。

e. 学生の保護者または指導教員に対する相談は無料です。（主に精神科）

f. 特殊診断書は、センターでの診療に基づく定型診断書（例：肺炎のため約1週間の自宅療養を必要とする等）以外のすべての診断書（精神科の行政関係の診断書等）を含みます。

Ⅵ. 学生相談室

学生相談室と総合相談窓口は、学生のみなさんが学生生活の中で体験される困ったことや悩み、さまざまなトラブルなどに対して、解決を一緒に図っていきます。何かうまくいかないと感じたら、気軽に利用してください。どちらの窓口も料金は無料です。

1 総合相談窓口（なんでも相談窓口）

学生のみなさんや保護者の方々、教職員を対象としたなんでも相談窓口です。予約は不要で、電話での相談も可能です。相談の内容によっては、どこでどのような支援を受けられるのかも一緒に探してご紹介します。

	スチューデントプラザ	春日エリア
受付時間	原則平日 午前　9:30～12:00 午後13:30～16:00	原則平日の午前午後どちらか 午前　9:30～12:00 午後13:30～16:00
	曜日等により、開室時間が変更となる場合があります。 詳細は右記Webサイトを確認してください。	
場　　所	スチューデントプラザ 1D棟北側3階	学生面談室7B215
電話番号	029-853-8430	029-859-1207

※利用方法や開室状況に変更がある場合があります。ホームページをご覧ください。

【総合相談窓口】
https://soudan.sec.tsukuba.ac.jp/sogosodan

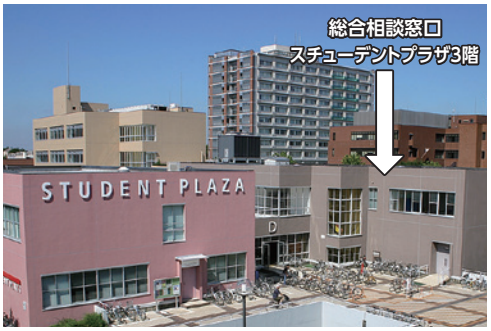

総合相談窓口

学生相談室・受付

2 学生相談（カウンセリング）

学生相談室では、一人ずつ専門のカウンセラーがついて、皆さんのお話をお伺いします。相談内容は勉強や授業、アルバイト、家族や友人といった人間関係、ハラスメント等どんなことでもかまいません。その悩みをどのように解決していったらよいかについて、一緒に最善の方法を考えていきます。一人で悩まずに必ず相談しましょう。

場　　所	大学会館B棟4階411　学生相談室
受付時間	平日　午前9:00～12:15　午後13:15～17:00
申込方法	原則予約制です。直接、受付にいらしていただくか、あるいは事前に電話で予約してください。緊急の場合は予約なしでも来談可能です。 電話やオンラインでの相談も実施しています。 029-853-2415（学生相談室・受付）

※利用方法や開室状況に変更がある場合があります。ホームページをご覧ください。

【学生相談】
https://soudan.sec.tsukuba.ac.jp/gakusou

●エンカウンター合宿セミナー（1泊2日）

自分自身のことや将来のことについてもっと深く考えたい、考えたことを本音で話し合いたい、新しい人間関係をつくりたいと思ったことがありますか？そんな皆さんのために、毎年エンカウンター合宿セミナーを行っています。日々に変化がほしい方、他学類・他学群の新しい友達がほしい方、自分の考えや思いを率直に話したり、他の人の考えや思いを聴きたい方はぜひ参加してください。詳細は学生相談室Webサイトにてお知らせします。

●キャンパスライフ・セミナー

学生生活を送るうえで役立つような講座を随時実施しています。こちらのセミナーは、学生相談室単独で実施する場合とピア・サポーターの皆さんと一緒に実施する場合があります。

3　ピア・サポート

全学的な学生同士の相互支援として、ピア・サポーターによる下記のようなピア・サポート活動が行われています。ぜひ利用してみてください。

また、総合科目のピア・サポートに関する授業や養成講座等も適宜行っていますので、関心のある方はぜひ一緒にピア・サポート活動に参加してみましょう。

ピア・サポート相談ポスト（通称『つぶやきポスト』）@中央図書館２階

どんなつぶやきでも、友達に話す感覚で気軽に書いてください。ピア・サポーターの皆でお返事を書かせていただきます。つぶやき＆お返事は、写真のようにボードに掲示されていますので、中央図書館に行った際はぜひ立ち寄って見てみてください。

オンラインによるつぶやきポスト（X（旧Twitter））

2020 年度より、つぶやきポストの活動を X（旧 Twitter）上で質問ツール「マシュマロ」を用いても行っています。日頃感じている、ちょっと聞いてみたい疑問や質問、聞いてほしいコメントや気持ちはありませんか。ピア・サポーターの皆で考えて、お返事します。

●ピア・サポートに関する情報

筑波大学ピアサポートチーム

X（旧Twitter）：@happytsukuba（ピア・サポートに関する情報を発信しています）

Ⅶ. キャリア・就職支援

ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）では、授業やイベント、各種情報提供、個別キャリア相談等を通じて、学生が自分自身や社会について視野を広げ、将来に向けて具体的な準備を進めていけるようサポートしています。進路別（企業・公務員等）、対象別（博士後期課程の学生、外国人留学生等）の支援も行っていますので、積極的にご活用ください。

1　ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）の支援内容

（1）授業

・学士基盤科目「COOL型未来開拓科目」
・学士基盤科目「キャリアデザイン入門 ～世界にはばたく未来の自分～」
・大学院共通科目「博士のキャリアパス」　※学群生の聴講可
・大学院共通科目「Career Paths for Ph.D. Candidates」

「博士のキャリアパス」グループワークの様子

（2）イベント

・インターンシップガイダンス
・就職活動対策講座
・業界研究会／合同企業説明会／インターンシップ研究会
・OB・OGキャリアカフェ（OB・OGとの交流会）
・公務員志望者のためのガイダンス
・外国人留学生のための就職支援講座
・博士人材のためのキャリアイベント
・障害学生のためのキャリアイベント　　等

キャリア教育の講義の様子

（3）個別キャリア相談

学生の皆さんの就職活動や進路選択をサポートするために、経験豊富な相談員が個別キャリア相談を行っています。これから就職・進路を考える人へのアドバイスから、試験対策・面接対策などの具体的なサポートまで、何年生からでもどんなことでも相談可能です。
予約方法：相談予約システム
相談時間：1回の相談につき最大45分
https://syushoku.sec.tsukuba.ac.jp/career/?page_id=301

（4）情報提供

BHEキャリア支援チームWebサイト
https://syushoku.sec.tsukuba.ac.jp/career/

・最新ニュース
・イベント情報
・就職活動支援情報
・キャリア形成支援情報
・博士人材のためのキャリア支援情報
・外国人留学生のためのキャリア支援情報
・個別キャリア相談の予約
・求人情報
・インターンシップ情報
・OB・OG名簿
・内定レポート　　等

Teams（BHEキャリア支援情報発信チーム）
キャリア支援チームに日々届く、企業・自治体・学校からの求人情報や卒業年度別、進路志望別に就活に役立つ情報をタイムリーに掲載します。
下記URLまたはQRコードより、チームに参加して皆さんの就活に役立ててください。
https://onl.sc/hrxD4tU

X（旧Twitter）

2つのアカウントがあり、それぞれの対象者向けに情報を発信しています。

@TsukubALLcareer
筑波大学BHE
キャリア支援チーム
全学年向けの情報を発信

@UTsukuba_career
筑波大学BHEキャリア支援チーム
（博士人材のためのキャリア支援）
博士人材向けの情報を発信

就職資料コーナー「Info HUB」

- **インターンシップ情報**
- **企業・団体主催セミナー案内**
- **図書・雑誌**
  - ・エントリーシート対策　・面接対策　・SPI対策
  - ・業界地図　・四季報　・自己分析　・その他就職情報誌　等

2　進路希望届・進路進捗状況届

皆さんの進路に関する情報は、キャリア・就職支援をさらに充実させるため、また、文部科学省等が行う各種調査のための統計資料として、非常に大切な情報です。登録をお願いします。

届出はBHEキャリア支援チームのWeb サイトから行うことができます（要ログイン）。なお、届出た個人の進路情報が上記以外に用いられたり、外部に公表されたりすることはありません。

＜ログイン方法＞

ログインの際には、ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID：学籍番号9桁（学生証に記載されています）
パスワード：統一認証パスワード（TWINSと同じ）

（1）進路希望届　対象：全員　※入学時に必ず入力してください。

進路希望届とは、卒業後の希望（就職または進学など）を伺う簡単な調査です。進路希望届をBHEキャリア支援チームのWebサイト上で登録すると、サイト上のさまざまな機能・サービスを利用することができます。

（2）進路進捗状況届　対象：卒業・修了予定者の方

学群・大学院の最終年次に在籍する学生は、進路の進捗状況を以下の手順で登録してください。併せて、後輩のために、ご自身の経験を企業内定レポート、教員・公務員試験受験報告書に入力してください。ご協力お願いします。

STEP 1
進路進捗状況届

▶

STEP 2
該当するレポートの記入をお願いします。
- ・企業内定レポート
- ・教員採用試験受験報告書
- ・公務員採用試験受験報告書

皆さんの貴重な経験が
後輩のためになります！

- **キャリア・就職に関する問い合わせ**

ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）
E-mail：bhe-career-student@un.tsukuba.ac.jp
TEL：029-853-8444
平日9:00～17:00（昼休み12:15～13:15）
場所：第一エリア1D棟スチューデントプラザ2階

Ⅷ. 障害のある学生・LGBTQ+学生への支援

1 障害のある学生への支援

本学では、ヒューマンエンパワーメント推進局（BHE）を中心に、各教育組織・学生支援組織等と連携をしながら、障害のある学生への修学支援を行っています。修学上の困りごとや支援が必要なことがあれば、同推進局へご相談ください。　【アクセシビリティWebサイト】https://dac.tsukuba.ac.jp/shien

①入学時相談

障害のある新入生を対象に、各教育組織の関係教職員、共通科目に関わる各センターの教職員、障害学生支援の専門スタッフによる入学時ガイダンスを実施しています。

②授業・研究に関わる合理的配慮の調整/支援

修学に関する個別面談を行い、「合理的配慮文書」を作成し、合理的配慮の調整を行っています。また、支援機器の貸出、構内移動支援（福祉タクシーの利用を含む）、ピア・チューター（学習補助者）による修学支援などを行っています。

③ピア・チューター制度

障害のある学生に対して、必要に応じてピア・チューターを配置しています。ピア・チューターは、一般の学生を対象に広く募集しており、毎年多くの学生がこの活動に参加しています。

自由科目（特設）「障害学生支援技術」を開講し、ピア・チューターの養成も行っています。ピア・チューターの活動に対しては、規定に基づいて大学から謝金を支給し、一定時間の活動を行った希望者には学長名の障害学生支援活動証明書を発行しています。

④アセスメント

学生が自身の発達上の特性をより良く理解するために、知的能力や発達障害の傾向に関する個別の心理教育的アセスメントを実施しています。障害の有無を問わず、在学生であれば利用できます。

⑤障害のある学生のキャリア支援

就職活動に向けて働き方等の相談を希望する障害学生向けに、キャリア支援企画の実施や障害のあるOB・OGとのネットワークの構築を進めています。また、障害学生支援担当とキャリア支援担当が連携して、個々に応じたキャリア支援を行っています。

● 相談窓口

【受付時間】平日9:00～12:15/13:15～17:00
【受付形態】予約制　【電話番号】029-853-4584
【E-mail】shougai-shien@un.tsukuba.ac.jp　【場　　所】第一エリア1D棟スチューデントプラザ2階

2 LGBTQ+学生への支援

本学では、セクシュアル・マイノリティに関して、大学の基本理念とガイドラインを策定し、対応を行っています。これまでに、特にトランスジェンダーや性別に違和をもつ学生には、氏名の変更や健康診断及び教育実習等の個別の対応のほか、キャリア相談や就職相談等を行っています。詳細はWebサイトにあるガイドラインをご参照ください。他にもセクシュアリティに関する不安や困ったこと等があれば、いつでも以下の窓口にご相談ください。

【BHEジェンダー支援チームWebサイト】https://diversity.tsukuba.ac.jp/

● 相談窓口

【受付時間】平日9:00～12:15/13:15～17:00（対応時間は1回の相談につき、60分程度）
【受付形態】予約制　【電話番号】029-853-8504
【E-mail】diversity-au@un.tsukuba.ac.jp　【場　　所】第一エリア1D棟スチューデントプラザ2階

Ⅸ. 附属図書館

本学の附属図書館は、中央図書館、体育・芸術図書館、医学図書館、図書館情報学図書館及び大塚図書館の５館からなり、約275万冊の所蔵があります。利用の際は必ず学生証をお持ちください。

開館時間・サービスは変更になる場合があります。最新の情報は図書館Webサイト(https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/)をご確認ください。

1　開館時間

令和７年度の開館時間は以下の通りです。

（　）は貸出時間

筑波キャンパス		学期中	休業中
中央図書館	平日	8:30～22:00 (9:00～21:30)	9:00～20:00 (9:00～19:30)
	土・日・祝	9:00～20:00 (9:00～19:30)	9:00～18:00 (9:00～17:30)
体育・芸術図書館 図書館情報学図書館	平日	8:30～22:00 (9:00～21:30)	9:00～17:00 (9:00～16:45)
	土・日・祝	10:00～18:00 (10:00～17:30)	休館
医学図書館	平日	8:30～22:00 (9:00～21:30)	9:00～20:00 (9:00～19:30) ※2月と9月は学期中と同じ時間です。
	土・日・祝	9:00～22:00 (9:00～21:30)	

東京キャンパス	月	火～金	土	日	祝
大塚図書館	10:30～18:30	10:00～21:10	10:00～19:50	10:00～18:00	休館

2　図書館で利用できるサービス・施設

（1）レファレンスサービス

図書館の利用方法や資料の探し方・使い方など、いろいろな質問にお答えしています。レファレンスデスクやカウンターの職員にお気軽にご相談ください。附属図書館Webサイトから Webフォームで質問することも可能です。

（2）資料取り寄せサービス

本学で所蔵していない資料についても、他大学、諸研究機関との相互協力により、図書の借用や文献複写の依頼を行い、入手することができます（有料サービス）。また、学外の図書館を利用するための紹介状も発行しています。

（3）図書館資料のコピー

各館に設置されたコピー機では、図書館所蔵資料に限り著作権法の範囲内でコピーすることができます。コピー機脇の文献複写申込書に記入し、受付箱に投函してからご利用ください。

（4）図書館ボランティアによる利用支援

中央図書館のボランティアカウンターでは、図書館ボランティアがみなさんの館内活動をお手伝いします。一緒に書架まで行ってほしい、日本語や英語で館内案内をしてほしい等のご要望にお応えします。また、対面朗読・館内資料の複写補助など障害のある方への支援や外国人利用者へのさまざまな支援も行っています。お気軽にご利用ください。

（5）セミナー室・発話個室・研究個室

本学所属者のみのグループによる学習を行う場合にセミナー室を利用することができます。中央図書館と大塚図書館には発話を伴うオンライン授業やオンライン会議等に参加するための発話個室もあります。また、大学院生以上の方は、図書館資料を利用して研究を行う場合に、研究個室を利用することができます。（研究個室は図書館情報学図書館、大塚図書館には設置されていません。）

※事前に図書館Webサイトのマイライブラリから申し込みが必要です。

（6）対面朗読室（中央図書館）

視覚障害等により読書の補助を必要とする場合に利用できます。なお、利用にあたって朗読ボランティアが必要な場合は、事前に担当職員までご相談ください。

（7）全学計算機システムサテライト

各図書館には、全学計算機システムのPC・プリンタが設置されています。利用する際は、学術情報メディアセンターが発行するアカウントが必要です。

（8）ラーニングコモンズ

学生への学習支援等を目的として設置した設備や空間のことです。筑波大学では、筑波キャンパスにある４つの図書館それぞれに個性的な「ラーニングコモンズ」を設置し、活用しています。

①中央図書館：ラーニング・スクエア

本館２階に個人・グループ学習スペース、PC、アカデミックスキルズ図書や学習・研究成果の展示スペース、複数の相談窓口等を備え、学習を多面的に支援しています。また、ライティングに関するセミナーや留学生向けのおりがみ講習会等、様々なイベントや展示を開催しています。

● 学生サポートデスク

学生の皆さんを支援する「ラーニング・アドバイザー（大学院生）」が相談に応じています（学期中の平日14:00～19:00）。学習のことで困ったら、ぜひご相談ください。

②体育・芸術図書館：Eureka　ユーリカ！

グループでの学習やミーティングだけでなく、横幅10m以上の壁面を使った芸術制作や、オリンピック関係の展示等、体育・芸術図書館ならではの企画に日常的に触れられる学習空間です。

③医学図書館：Learning Commons Complex - branch

静寂が好まれる医学図書館の学習環境に合わせた分散型のラーニングコモンズで、5つのスペースに分かれています。「自由に机を組み換えて学習できるスペース」「食事が可能なスペース」など、スペースごとに特徴があります。

④図書館情報学図書館：春日ラーニングコモンズ（KLC）

用途に合わせてプレゼンテーションルーム、コミュニケーションスペース、リラックススペースなどを備えている「話せる」スペースで、グループで取り組むレポート作成等に活用できます。

● チューターデスク

全学計算機コーナーにて、学生によるチューターが皆さんの相談に応じています。

3　館外貸出

冊　　数	学群生は10冊まで、大学院生は20冊まで借りられます。 ※雑誌及び「参考」「禁帯出」「本学関係資料」「教科書」「授業関連」のラベルが貼付してある図書は借りられません。
期　　間	3週間、更新（貸出期間の延長）は3回まで可能です。
貸出・更新	自動貸出機もしくはカウンターで貸出・更新手続きができます。いずれの場合も学生証が必要です。 更新は図書館Webサイト「マイライブラリ」からも手続きができます。 ※他の利用者が予約している資料は更新ができません。
予　　約	貸出中の図書に対して蔵書検索（OPAC）から貸出予約ができます。（取り寄せと合わせて5冊まで）
取り寄せ	読みたい図書を筑波大学の各図書館から受け取りたい図書館まで取り寄せできるサービスです。 蔵書検索（OPAC）から手続きができます。
メール サービス	予約・取り寄せした図書が利用可能になったときにメールでお知らせします。 ※メールアドレスの登録は、図書館Webサイト「マイライブラリ」で行ってください。
返　　却	借りた図書は返却期限までに必ず返却してください。 ・借りた図書館以外の図書館でも返却できます。 ・閉館しているときはブックポストに入れてください。 ※付属資料があるものは破損の恐れがあるので、図書とあわせてカウンターに返却してください。
延　滞 ペナルティ	返却期限に遅れた資料が1冊でもある場合は、 延滞ペナルティとして、新たな貸出・更新・予約・取り寄せができなくなります。 延滞ペナルティの期間は、延滞資料が返却されるまでの間と、全ての延滞資料が返却された日の翌日から、最も長い延滞日数分になります。 **【例】返却期限が6月5日までと6月9日までの図書を6月11日に返却した場合** 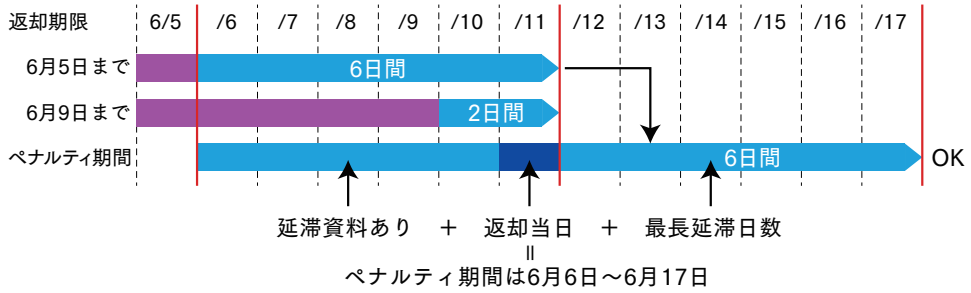

4　筑波大学附属図書館Webサイト（Tulips）

図書館のWebサイトでは、蔵書検索（OPAC）や電子ジャーナル、データベースをはじめとする様々な学術情報資源へのアクセスを提供しています。

附属図書館Webサイトでできること

- マイライブラリから（統一認証でログインします）
  - 貸出図書の更新（期間の延長）・予約・取り寄せ手続き
  - 学外図書・複写物の取り寄せ手続き
  - 研究個室・セミナー室等の予約
  - 紹介状発行依頼
  - 学生希望図書の申込
- 大学内外の学術情報資源の検索及び全文情報や関連する情報資源へのアクセス（一部リモートアクセスも可能です）
- 調べ物相談（Webフォーム・メール）
- 文献情報の個人管理サービス（RefWorks）
- つくばリポジトリによる本学の学位論文、紀要や研究成果報告書の閲覧
- 図書館で所蔵する貴重書の画像の閲覧（筑波大学デジタルコレクション）

【筑波大学附属図書館
Webサイト（Tulips）】
https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/

X. 諸規則

大学には、学則を定め、授業科目の履修、休学等の身分異動、学位、授業料免除等の休学及び学生生活に関する諸規則が規定されています。詳しくは大学基幹サイトで公開していますので、適宜確認してください。また、学生生活に関係する規則はスチューデントサポートセンターのホームページで確認できます。大学ホームページに掲載されていない取扱いについては、対応エリア支援室等または学生生活課で確認してください。

また、学生生活をおくるうえで、以下の規則は頻繁に活用するものなので、必ず確認してください。

【国立大学法人筑波大学規則集】
大学基幹サイト＞大学案内＞情報公開＞国立大学法人筑波大学規則集

【学生生活関係規則集】
スチューデントサポートセンターHP＞学生生活＞学生生活関係HP（学内専用）＞学生生活関係規則集

筑波大学学生の活動に関する法人規程

平成 17 年 9 月 29 日
法人規程第 57 号

改正　平成 19 年法人規程第 24 号
令和 元 年法人規程第 42 号
令和 2 年法人規程第 67 号
令和 2 年法人規程第 68 号

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　学生団体（第２条－第８条）
第３章　集会等（第９条－第13条）
第４章　掲示等（第14条－第18条）
第５章　留意事項（第19条）
第６章　補則（第20条）
附　則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。第８条第１号及び第11条において「学群学則」という。）第57条及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。第８条第１号及び第11条において「大学院学則」という。）第63条の規定に基づき、学生の活動に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　学生団体

（学生団体の設立）

第２条　学生が筑波大学内（以下「学内」という。）において学生団体（課外活動を行うための団体をいう。以下同じ。）を設立しようとするときは、別に定める学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2　前項の学生団体の設立に当たっては、大学教員（助手を除く。）のうちから、顧問教員を定めるものとする。

（許可の有効期限）

第３条　前条第１項に規定する許可の有効期限は、当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

2　学生団体が許可の有効期限の経過後も引き続き当該学生団体を継続しようとするときは、所定の期日までに、別に定める学生団体継続願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3　前項の許可の有効期限については、第１項の規定を準用する。

（事業報告書の提出）
第4条　学生団体は、設立又は継続に係る許可を受けた年度の末日までに、別に定める学生団体事業報告書を学長に提出しなければならない。

（目的等の変更の許可及び解散の届出）
第5条　学生団体が当該学生団体の目的その他学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、別に定める学生団体設立願記載事項等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
2　学生団体が解散しようとするときは、別に定める学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

（学外団体への加入）
第6条　学生団体が筑波大学外の団体（以下この条及び附則第2項において「学外団体」という。）に加入しようとするときは、顧問教員の承諾を得て、別に定める学外団体加入願に当該学外団体の規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（学生団体の活動の制限）
第7条　学生団体は、学内において、特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動又は特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

（学生団体の活動の停止又は解散の命令）
第8条　学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。
(1)　学群学則、大学院学則その他の法人の規則の規定に違反する活動を行ったとき。
(2)　学生団体の活動中に事故が発生する等学生団体の運営が円滑に行われなかったとき。
(3)　学生団体の構成員が当該学生団体の活動と密接な関連を有する不祥事に関係したとき。
(4)　長期にわたって学生団体の活動が行われなかったとき又は学生団体事業報告書が提出されなかったとき。

第3章　集会等

（集会の開催）
第9条　学生又は学生団体が学内において集会（集団行進及び集団示威行動を含む。以下同じ。）を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、別に定める学生集会（催）願を事前に学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（集会の制限）
第10条　学生又は学生団体は、学内において、特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催することはできない。

（集会の禁止又は解散の命令）
第11条　学長は、集会の責任者又は参加者が学群学則、大学院学則その他の法人の規則の規定に違反し、又は職員の指示に従わないときは、当該集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることができる。

（募金、販売等）
第12条　学生又は学生団体が学内において行う募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為（第19条及び附則第2項において単に「募金、販売等」という。）については、前3条の規定を準用する。

（拡声器の使用）
第13条　学生又は学生団体が学内において拡声器を使用しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、別に定める拡声器使用願を事前に学長に提出し、その許可を受けなければならない。
2　拡声器の使用については、第10条の規定を準用する。
3　学長は、学生又は学生団体の行為が前2項の規定に違反すると認めるときは、拡声器の使用を禁止することができる。

第4章　掲示等

（掲示）
第14条　学生又は学生団体が学内において文書、ポスター、立看板その他の図画（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、あらかじめ責任者（次項及び第6項において「掲示責任者」という。）を定め、別に定める文書等掲示・配布願を事前に学長に提出し、その許可を受けなければならない。
2　文書等には、学生団体である場合にあっては当該学生団体の名称を、学生である場合にあっては掲示責任者の所属及び氏名を明記しなければならない。
3　学長が掲示を許可した文書等には、掲示承認印を押印する。
4　文書等は、別に定める学生用掲示板に掲示しなければならない。ただし、学長が特別に許可したものについては、この限りでない。
5　学生用掲示板への掲示期間は、第1項に規定する許可があった日の翌日から起算して1月以内とする。ただし、学長が特別に許可したものについては、こ

の限りでない。

6　掲示期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

（文書等の大きさ）

第15条　文書等の大きさは、80cm ×110cm 以下でなければならない。ただし、学長が特別に許可したものについては、この限りでない。

（掲示の制限）

第16条　学生又は学生団体は、学内において、特定の政党若しくは宗教団体に係る活動を目的とし、又は他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することはできない。

（掲示文書等の撤去）

第17条　前3条のいずれかの規定に違反して掲示された文書等は、撤去する。

（配布）

第18条　学生又は学生団体が学内において文書、図書その他物品を配布（それらを特定の場所に置く方法により配布することを含む。次条及び附則第2項において同じ。）しようとするときは、第14条第1項、第2項、第5項及び第6項並びに第16条の規定を準用する。

2　学長は、学生又は学生団体の行為が前項の規定に違反すると認めるときは、当該行為を禁止することができる。

第5章　留意事項

（留意事項）

第19条　前2章に規定するもののほか、学生又は学生団体が学内において集会の開催、募金、販売等の実施、拡声器の使用、文書等の掲示又は文書、図書その他物品の配布をしようとするときは、職員の指示に従うとともに、筑波大学の教育研究に支障を生じさせ、又は施設設備及び環境を損ねないよう留意しなければならない。

第6章　補則

（雑則）

第20条　この法人規程に定めるもののほか、学生の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この法人規程は、平成17年9月29日から施行する。

2　この法人規程の施行の際現に学生団体の設立、学外団体への加入、集会の開催、募金、販売等の実施、拡声器の使用、文書等の掲示又は文書、図書その他物品の配布について許可を受けている学生又は学生団体については、この法人規程の規定により許可されたものとみなす。

附　則（平19.3.19法人規程24号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（令元.12.26法人規程42号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令2.10.22法人規程67号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令2.10.22法人規程68号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

MEMO

— 学生便覧 —
2025年3月発行

発行　筑波大学 学生部学生生活課
〒305-8577
茨城県つくば市天王台1-1-1
TEL 029-853-2224